

自治体との連携による障害者・認知症高齢者等の意思決定支援モデル事業

## 第2回意思決定支援実践シンポジウム

2024年2月23日(金・祝)  
13:00~17:30

Supported by  
 日本財団  
THE NIPPON  
FOUNDATION



自治体との連携による障害者・認知症高齢者等の意思決定支援モデル事業  
**第2回 意思決定支援実践シンポジウム開催要綱**  
 ~本人の心からの希望や価値観、意思決定を支持する「フォローシステム」の可能性~



- 1 趣 旨  
 2006年に国連で障害者の権利に関する条約が締結され、日本は2014年に批准しました。2022年8月には国連による日本政府に対する初回の審査が行われ、同年10月に成年後見制度などにおける代行決定への懸念が示されると同時に、支援付き意思決定の仕組みを確立するよう勧告がなされました。「良かれと思って」周囲の人が本人の代わりに決めるのではなく、本人の「心からの希望や選好・価値観」に基づき本人自身が意思決定をし、それを尊重できる社会を目指していくためには、これまでとは別の支援の枠組みを作っていく必要があります。  
 このような背景を踏まえ、一般社団法人日本意思決定支援ネットワーク(通称:SDM-Japan)は、2022年10月25日、豊田市及び日本財団と、障害者・認知症高齢者等の意思決定支援事業に関する連携協定を締結し、2023年2月19日には、同事業の実践を踏まえたシンポジウムを開催し、対面会場・オンライン会場を合わせて245名の方に出席いただきました。  
 本事業は、障害者や認知症高齢者等で判断能力が十分ではないとされている人が、地域生活や社会参加を継続していくために自らの意思を形成、表明し、自分らしく生きていくための意思決定を支援する仕組みを構築・実践することを目指しています。  
 今回は、意思決定フォロー及び支える仕組み(フォローシステム)を全国に普及するにあたり、同様の課題に取り組む自治体の皆様とともに、実践報告と課題の検討を行うためにシンポジウムを開催します。
- 2 日 時 2024年2月23日(金・祝)13時開会 17時半閉会 ※途中休憩含む
- 3 会 場 オンライン開催  
 ※Zoom、YouTubeライブ配信による全国オンライン中継を行います。
- 4 対 象 成年後見制度や意思決定支援の動向に関心のある自治体、中核機関、社会福祉協議会、NPO/NGO職員、これらの活動に携わる専門職、障害のある当事者・関連団体、市民等
- 5 定 員 オンライン方式 無制限
- 6 参加費 無料
- 7 申込先 ①Web(右記QRコード又はURL)  
 ②E-mail fukushi-sodan@city.toyota.aichi.jp(豊田市福祉総合相談課)
- 8 締 切 2024年2月19日(月)
- 9 プログラム 裏面に記載 最新情報はこちら→ <https://sdm-japan.net/what-we-do/local-government/projects/symposium2023>
- 10 主 催 一般社団法人 日本意思決定支援ネットワーク(SDM-Japan)
- 11 共 催 豊田市、日本財団
- 12 問い合わせ ①申込方法…豊田市福祉総合相談課  
 (Mail fukushi-sodan@city.toyota.aichi.jp TEL 0565-34-6791)  
 ②プログラム内容…日本意思決定支援ネットワーク  
 (Mail info@sdm-japan.net TEL 050-5534-4004)



<https://forms.gle/SH1pGMaQBZSBSbxiz9>

<https://sdm-japan.net/what-we-do/local-government/projects/symposium2023>

プログラム

- 13:00~13:10 開会  
 開会あいさつ・趣旨説明(10分)  
 一般社団法人日本意思決定支援ネットワーク(SDM-Japan)代表理事 名川 勝  
 「豊田市・SDM-Japan・日本財団が目指す意思決定支援の形とは?」
- 【第一部】  
 13:10~13:55(45分)  
 基調講演  
 同志社大学社会学部教授・社会福祉士(全体委員会副座長) 永田 祐  
 「タイトル:地域福祉の推進と共生社会の実現  
 ~持続可能な権利擁護支援モデル事業の現状と課題~」
- 13:55~14:40(45分)  
 自治体との連携による障害者・認知症高齢者等の意思決定支援モデル事業の進捗について  
 1 豊田市の取組み 安藤 亨(豊田市福祉総合相談課権利擁護支援担当)  
 2 SDM-Japanの取組み 名川勝(研修WG座長)/水島俊彦(アドボケートWG座長)/森地徹(評価WG座長)  
 3 日本財団の取組み 袖山啓子(日本財団公益事業部)
- 14:40~14:55(15分)  
 休憩/SDM-Japanからのお知らせ
- 【第二部】  
 14:55~15:35(40分)  
 実践報告 「意思決定支援」への実践的取組み  
 ・大川市:持続可能な権利擁護支援モデル事業(石山裕子)  
 ・豊田市:意思決定フォローの活動について(安藤 亨)
- 15:35~17:15(100分)  
 パネルディスカッション  
 コーディネーター 名川 勝(SDM-Japan代表理事)  
 テーマ:本人が自分らしく生きていくために必要な意思決定支援の仕組みと実践とは?  
 ・本モデルの関係性濫用のけん制効果と意思決定支援の充実効果について  
 ・本モデルの課題と全国的普及を進めるための「フォローシステム」について
- パネリスト(50首順)  
 石山裕子(大川市福祉事務所地域福祉係係長)  
 大地裕介(豊田市社会福祉協議会・豊田市成年後見支援センター長)  
 木本光宣(特定非営利活動法人ユートピア若宮理事長)  
 袖山啓子(日本財団公益事業部)  
 永田 祐(同志社大学社会学部教授)  
 水島俊彦(SDM-Japan 副代表理事・弁護士)
- 17:15~17:25(10分)  
 閉会の挨拶 日本財団常務理事 吉倉和宏
- 17:25~17:30(5分)  
 アンケート/事務連絡
- 17:30 閉会

開会あいさつ・趣旨説明

豊田市・SDM-JAPAN・日本財団が目指す  
意思決定支援の形とは？

**名川 勝 Nagawa Masaru**

一般社団法人日本意思決定支援ネットワーク（SDM-Japan）代表理事  
筑波大学人間系講師

## 第1部

基調講演

地域福祉の推進と共生社会の実現-持続可能な  
権利擁護支援モデル事業の現状と課題-

**永田 佑 Nagata Yu**

同志社大学社会学部教授  
全体委員会副座長



# 地域福祉の推進と共生社会の実現 持続可能な権利擁護支援モデル事業の現状と課題

第2回 意思決定支援実践シンポジウム  
同志社大学 永田祐

1

## 今日の構成

- **Part1**  
**権利擁護支援のこれまでとこれから**
  - 成年後見制度・権利擁護に関わる支援のこれからを確認します。
- **Part2**  
**持続可能な権利擁護支援モデル事業の意義と期待**
  - 成年後見制度の守備範囲が縮小していく未来を見据えながら、モデル事業や総合的な権利擁護支援のあり方について考えます。



2



権利擁護支援の現状と第一期基本計画における取り組みを振り返り、次期基本計画のビジョン（目指すこと）を確認します。

## 権利擁護支援のこれまでとこれから

3

4

### 私たちが目指す「権利擁護」とは？

- 「自分が暮らしたい地域で暮らし、住み慣れた地域で一生を終える権利。年齢や障がいの有無にかかわらず、**地域社会において、人とのつながりの中で、自分らしい生き方を求める権利**。このような権利は、憲法13条、14条、22条、25条、国際人権規約をはじめとする国連人権条約・国連諸原則が要請する基本的人権である」（日本弁護士連合会「高齢者・障がいのある人の地域で暮らす権利の確立された地域社会の実現を求める決議」2005年。）
- →擁護される「権利」の中身は、最低限必要な衣食住や生命の確保、不当な差別や虐待、被害にあわないということだけではない（狭義の権利擁護）。**自分の存在に意味や価値があることが、人との関係の中で認められ、自分らしい暮らしを歩めること（積極的権利擁護）を目指していきたい。**

## 第二期成年後見制度利用促進基本計画の基本的な考え方及び目標

○第二期基本計画では、「地域共生社会の実現という目的に向け、本人を中心にした支援・活動における共通基盤となる考え方として「権利擁護支援」を位置付けた上で、権利擁護支援の地域連携ネットワークの一層の充実などの成年後見制度利用促進の取組をさらに進める」とされている。→地域共生社会を実現するために、権利擁護支援を推進していくこと、成年後見制度はその中のしくみの一つであることを明確に位置づけた。成年後見制度を使うことが目的ではなく、その人の暮らしを支えるひとつのしくみとしてこの制度が役割を果たすことができるよう、地域の体制を整備していくことが重要になる。



## 第二期基本計画で求められる3つの「参加」

### ・当事者参加

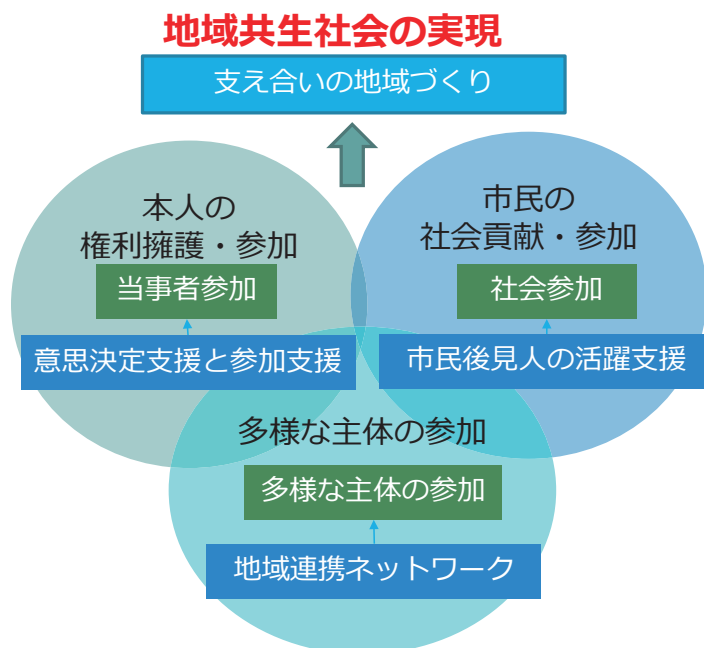
- 支援プロセスへの本人の参加（意思決定支援）と地域社会への参加（参加支援）を地域連携ネットワークや地域の支援ネットワークの共通基盤として位置づける。

### ・市民参加

- 「市民後見人としての活動は住民による地域課題解決の取組であることから、地域共生社会の実現のための人材育成や参加支援、地域づくりという観点で市民後見人の育成を進めることがふさわしい」（p.52）。→市民後見を積極的に位置づけ、その活用ではなく、活躍（参加）を支援する。

### ・多様な主体の参加

- 多様な主体が参画する地域連携ネットワークによって、当事者および市民の参加を進めていく。→チームで当事者・市民参加を支える。



## 成年後見制度の利用促進に当たっての基本的な考え方

- 地域共生社会の実現に向けて、権利擁護支援を推進する。
- 成年後見制度の利用促進は、単に利用者の増加を目的とするのではなく、全国どの地域においても、制度の利用を必要とする人が、尊厳のある本人らしい生活を継続することができる体制を整備して、本人の地域社会への参加の実現を目指すものである。以下を基本として成年後見制度の運用改善等に取り組む。
  - ・ 本人の自己決定権を尊重し、意思決定支援・身上保護も重視した制度の運用とすること。
  - ・ 成年後見制度を利用することの本人にとっての必要性や、成年後見制度以外の権利擁護支援による対応の可能性も考慮された上で、適切に成年後見制度が利用されるよう、連携体制等を整備すること。
  - ・ 成年後見制度以外の権利擁護支援策を総合的に充実すること。任意後見制度や補助・保佐類型が利用される取組を進めること。不正防止等の方策を推進すること。
- 福祉と司法の連携強化により、必要な人が必要な時に、司法による権利擁護支援などを適切に受けられるようにしていく必要がある。

## 今後の施策の目標等

- 成年後見制度の見直しに向けた検討、市町村長申立て・成年後見制度利用支援事業の見直しに向けた検討、権利擁護支援策を充実するための検討を行う。また、成年後見制度の運用改善等や、権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりに積極的に取り組む。
- 工程表やKPI（評価指標）を踏まえて施策に取り組む。成年後見制度利用促進専門家会議は令和6年度に中間検証を実施する。

## 第二期成年後見制度利用促進基本計画の構成

- はじめに
- I 成年後見制度の利用促進に当たっての基本的な考え方及び目標**
- 1 成年後見制度の利用促進に当たっての基本的な考え方
  - 2 今後の施策の目標等
    - 制度改正に向けた意見+成年後見制度以外の権利擁護支援策を総合的に充実させていくこと
- II 成年後見制度の利用促進に向けて総合的かつ計画的に講ずべき施策**
- 1 成年後見制度等の見直しに向けた検討と総合的な権利擁護支援策の充実
    - (1) 成年後見制度等の見直しに向けた検討
    - (2) 総合的な権利擁護支援策の充実
  - 2 尊厳のある本人らしい生活を継続するための成年後見制度の運用改善等
    - (1) 本人の特性に応じた意思決定支援とその浸透
    - (2) 適切な後見人等の選任・交代の推進等
    - (3) 不正防止の徹底と利用しやすさの調和
    - (4) 各種手続における後見業務の円滑化
- 運用の改善によって対応すべきこと
- 3 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり**
- (1) 権利擁護支援の地域連携ネットワークの基本的な考え方
    - 尊厳のある本人らしい生活の継続と地域社会への参加
  - (2) 地域連携ネットワークの機能
    - 個別支援と制度の運用・監督
  - (3) 地域連携ネットワークの機能を強化するための取組
    - 中核機関のコーディネート機能の強化等を通じた連携・協力による地域づくり
  - (4) 包括的・多層的な支援体制の構築
- 地域連携ネットワークの機能を再整理。加えて、都道府県及び、中核機関のコーディネート機能強化についても記載。
- 4 優先して取り組む事項**
- (1) 任意後見制度の利用促進
  - (2) 担い手の確保・育成等の推進
  - (3) 市町村長申立ての適切な実施と成年後見制度利用支援事業の推進
  - (4) 地方公共団体による行政計画等の策定
  - (5) 都道府県の機能強化による地域連携ネットワークづくりの推進
- 第一期計画で、特に進めることが難しかった項目を中心に、「優先して取り組む事項」を記載

## 「成年後見制度」と「成年後見制度利用促進」の関係

- 成年後見制度そのものは、民法に規定された制度であり、制度を変えるためには、民法を改正する必要がある（法務省所管）。
- 一方、成年後見制度利用促進は、福祉制度として、「運用」を変えることで、制度を利用しやすくしたり、使いやすくするための取組（厚生労働省所管）。
- 「成年後見制度等の見直しに向けた検討と総合的な権利擁護支援策の充実」→「『成年後見制度』利用促進基本計画」としては異質？



## 成年後見制度等の見直しと総合的な権利擁護支援策の充実（p.7）

- **成年後見制度等の見直しに向けた検討**
  - 本人にとって適切な時機に必要な範囲・期間で利用できるようにすべき
  - 三類型を一元化すべき
  - 有期（更新）の制度として見直しの機会を付与すべき
  - 後見人等を円滑に交代できるようにすべき
- 公益社団法人商事法務研究会を事務局に「成年後見制度の在り方に関する研究会」が開始された→「適切な時機に必要な範囲・期間で利用する制度の導入」が今後の方向性と考えてよい。

**民法（司法）**



- **総合的な権利擁護支援策の充実**
  - 日常生活自立支援事業の実施体制の強化
  - 新たな生活支援・意思決定支援の検討
    - 身寄りのない人等への生活支援等のサービス（簡易な金銭管理、入院・入所手続き支援等各種の生活支援サービス）が、本人の権利擁護として展開されるよう、意思決定支援等を確保しながら取組を広げる方策の検討→**持続可能な権利擁護支援モデル事業**
- 都道府県単位での新たな取り組みの検討
  - 寄附等による多様な主体の参画と公的な関与による後見（公的後見）の実施の検討

**社会福祉制度**

の改革は一体

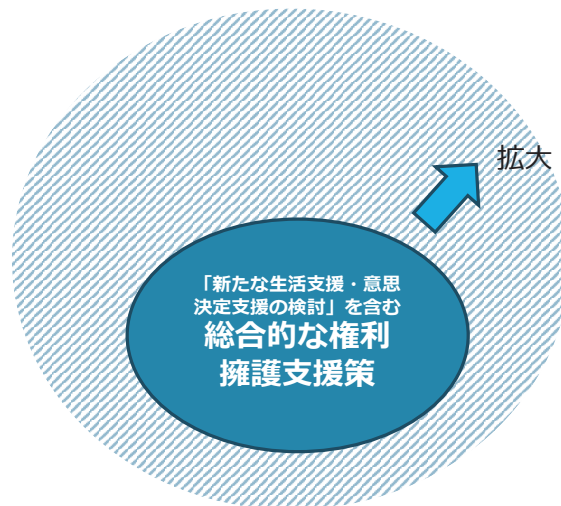
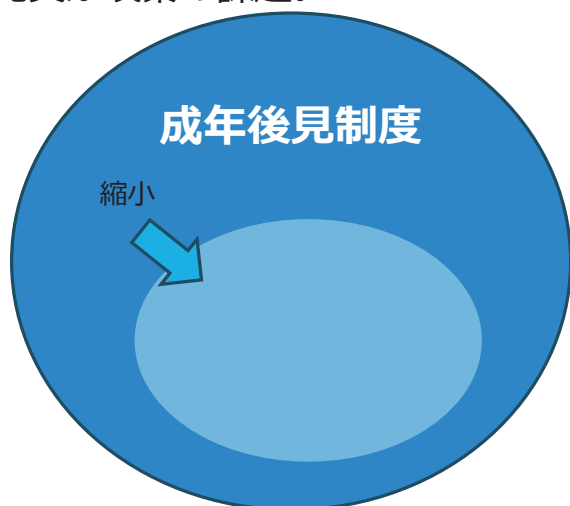
## 障害者権利条約と今後の方向性

- 国連の障害者権利委員会による総括所見（2022年9月）
  - (a)意思決定を代行する制度を廃止する観点から、全ての差別的な法規定及び政策を廃止し、全ての障害者が、法律の前に等しく認められる権利を保障するために民法を改正すること。
- どのような方向性になるのか？
  - 現状の後見類型に見られるような過剰な保護（包括的な代理権の付与）を廃止ないし極力縮小し、法的行為の行使を支援する仕組み（支援付き意思決定）に転換すること、必要性和補充性の原則に基づいて、適切な時機に必要な範囲・期間で利用できるようにすることなど（成年後見制度のあり方に関する研究会「報告書の取りまとめに向けた整理（1）」参照）。  
→<https://www.shojihomu.or.jp/kenkyuu/seinenkoukenseido>。



## つまり、民法の改正と社会福祉法制の改革は一体

- 判断能力が不十分になっても、地域社会に参加し、自立した生活を送ることができるよう、生活支援や金銭管理を含む、**地域における権利擁護支援策**の充実が喫緊の課題。



成年後見制度の守備範囲が縮小していく未来を見据えながら、モデル事業や総合的な権利擁護支援のあり方について考えます。

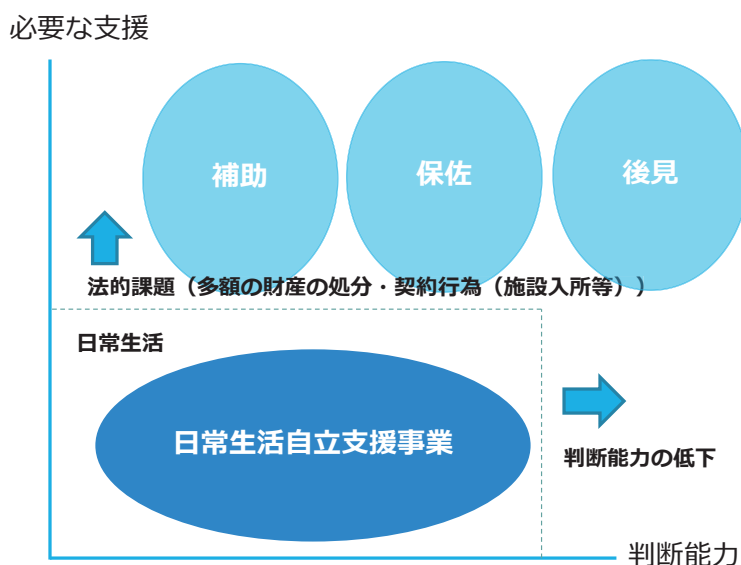
## 意思決定支援モデル事業の意義と期待

## 日常生活自立支援事業は受け皿になり得るか？

- 福祉サービスの契約化に伴い、**判断能力が不十分な人の福祉サービスの利用を援助し、付随する金銭管理を通じて生活を支える事業**として1999年10月に事業化（当時は地域福祉権利擁護事業）。
- 全国であまねく実施する体制を確保するため、**都道府県社会福祉協議会**を実施主体とする厚生省社会局通知に基づく補助事業としてスタートし、**社会福祉法**では「福祉サービス利用援助事業」として第二種社会福祉事業に位置づけられている（都道府県社協が行う福祉サービス利用援助事業）。事業は、**基幹的な市区町村社協**（1,539か所）に利用契約の締結、サービスの提供などが委託されていることが多い。
- 対象は、判断能力が不十分で、かつ本事業の契約が理解できる人。
- 支援は、実施主体と本人または代理人との**委任契約に基づき**、福祉サービスの利用援助等**日常生活に必要不可欠な範囲**で行われる。直接援助を行う**生活支援員**と、援助内容を設定し、生活支援員を監督する専門職（**専門員**）が支援を担う。
- 援助に関わる費用については原則自己負担で実施主体が決定している（生活保護世帯は免除）。
- 利用者の契約締結能力は、「**契約締結判定ガイドライン**」によって確認され、疑義がある場合、**契約締結審査会**で審査・確認される。

## 日常生活自立支援事業の守備範囲

- ①福祉サービスの利用援助
    - 福祉サービスを利用、またはやめるために必要な手続きや利用料を支払う手続き。
  - ②日常的な金銭管理
    - 年金等の受領に必要な手続き、公共料金、医療費等、日用品等の代金を支払う手続き及びそれに伴う預金の払い出し、解約、預け入れの手続き。
  - ③書類預かり
    - 通帳等の預かり。
  - ④定期的な訪問による生活変化の察知（見守り）
- **日常生活上の支援に守備範囲を限定**している（後見制度との違い）。



## 日常生活自立支援事業のメリット

### ● 本人の意思の尊重

- 本人の意思によって契約に基づき開始し、本人の意思で利用をやめることもできる。
- 代理を基本としておらず（認めていない実施主体もある）、代理代行決定を原則としない、支援付き意思決定に近い事業である。
- 金銭管理の事業として見られがちであるが、判断能力が不十分な人が、本人の意思に基づいて権利行使することを支えて行くことは、本事業の大きな強みであるといえる。

### ● 他の事業では実施しづらい**金銭管理支援**

- 第三者からの権利侵害の防止、消費者被害の防止に加え、税、保険料、公共料金等の滞納などが金銭管理支援で改善されることで、生活全体が安定化する効果がある。

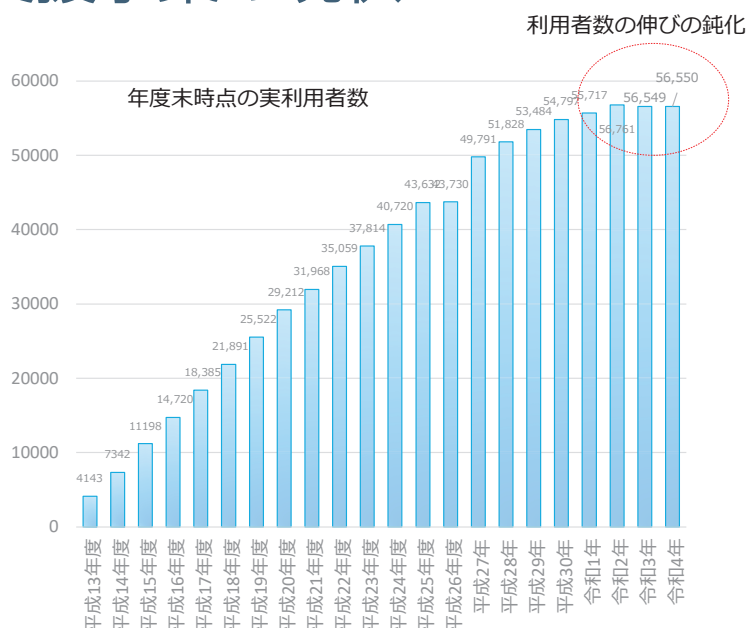
### ● つながりを作る（**地域住民の参加**）

- 多くの場合、生活支援員は、専門職ではなく研修等を受けた地域住民であることが多く、定期的な支援を通じて社会関係の維持や回復が期待できる。

### ● 他にも、生活の変化の察知や必要な支援へのつなぎの役割を果たしている。

## （参考）日常生活自立支援事業の現状

- 利用者数は年々増加してきたが、新規契約件数は平成28年度以降減少傾向（令和4年56,550人が利用）。
- 専門員の体制（1社協当たり平均2.4人、内専従は22.4%）。
- 都道府県社協からの委託費と事業経費の収支では、74.8%がマイナス（市では87.7%）。市区町村からの補助金がある社協は26.6%のみ。
- 利用者の65%が高齢者。生活保護利用者が多い（41%）。
- 終了件数の約25%が成年後見制度に移行。



出所：「日常生活自立支援事業等関連制度と成年後見制度との連携のあり方等についての調査研究事業報告書」日本社会福祉士会。  
「日常生活自立支援事業の今後の展開に向けて」全国社会福祉協議会。

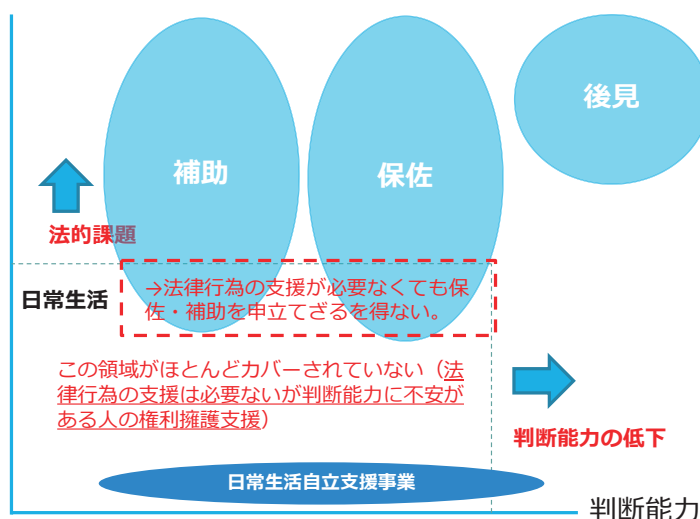
## 日常生活自立支援事業の課題

### 実施体制の脆弱さでニーズをカバーできない

- 都道府県社会福祉協議会を実施主体とした補助事業であるため、実施体制が脆弱。「財源の確保」「専門員の業務負担」や「体制不足」が常に課題となっている（「財源不足も影響し、対応困難なケースが生じると職員の負担が増加するため、ニーズに対応した体制の確保が困難」「運営費不足により適切な専門員数を確保できない」）。
- 結果として、待機者が多く、ニーズの増大に対応できていない。
- 一方、市町村行政は、都道府県社会福祉協議会の事業であるため、関心が薄い傾向にある。

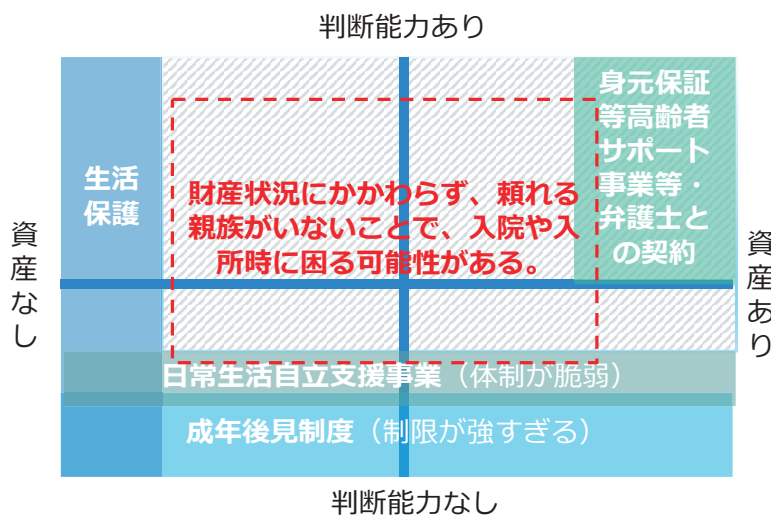
出所：「日常生活自立支援事業等関連制度と成年後見制度との連携の在り方等についての調査研究事業」報告書

必要な支援



## 身寄りがない（頼れない）人の問題

- これまでは慣例的に家族や親族が保証人になることが当然とされてきたが、それに頼れない人が増加している（身寄り問題）。
- 入院・入所等で身元保証人がいないことで、困ってしまう人の増加。「判断能力」と「財産状況」で分類すると、グレーゾーンがあって、「はざま」になっている。
- 身寄りのない高齢者を対象に、身元保証、死後事務委任契約等に関するサービスを提供する事業者（身元保証等高齢者サポート事業）が拡大している。



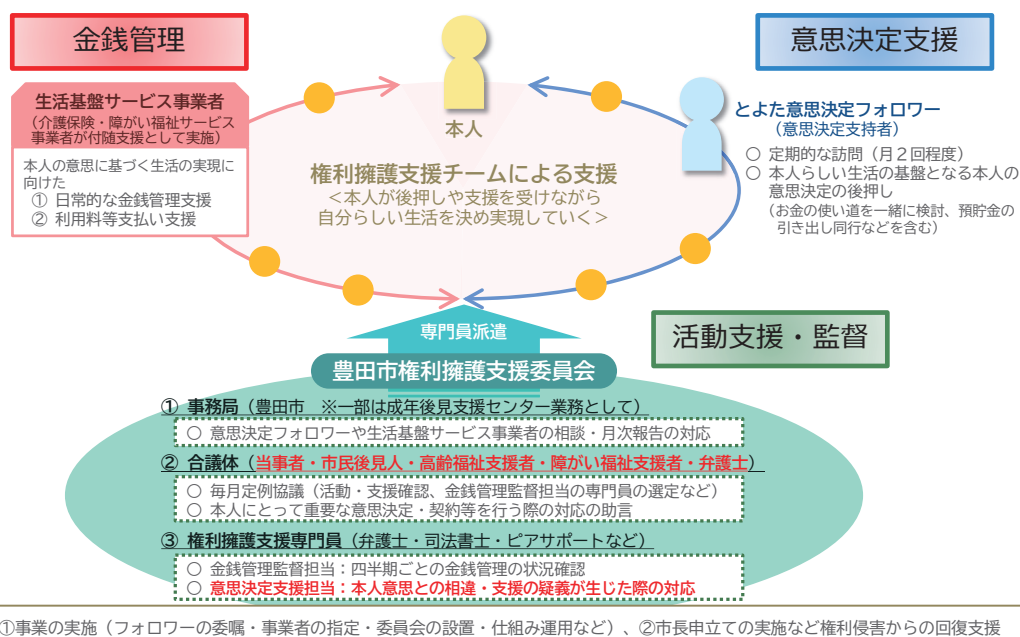


## 総合的な権利擁護支援のモデル事業

- 第二期成年後見制度利用促進基本計画（p.9）
    - 「国は、公的な機関、民間事業者や当事者団体等の多様な主体による生活支援等のサービスが、本人の権利擁護支援として展開されるよう、意思決定支援等を確保しながら取り組みを広げるための方策を検討する」
    - 「その際、身寄りのない人も含め、誰もが安心して生活支援等のサービスを利用できるよう、運営の透明性や信頼性の確保の方策、地域連携ネットワーク等との連携の方策についても検討する」
  - 「意思決定支援を確保しながら」「誰もが安心して」利用できるような権利擁護支援を社会福祉制度として考えていく必要がある。
- ↓
- 総合的な権利擁護支援策の充実を図るため、令和4年度から予算事業として実施している「持続可能な権利擁護支援モデル事業」を通じて、実践事例の把握や分析・検討が進められている（現在9つの市町で実施）。

## 豊田市の地域生活意思決定支援事業の概要

- 意思決定フォロー（青）が、日常的な金銭管理サービス提供事業者（生活基盤サービス事業者・赤）とは別の立場で、本人の日常的な金銭管理の提供状況を見守り、社会生活における意思決定を支持することで、本人が安心して意思の形成、表明できるようにする。
- 監督・支援団体（権利擁護支援委員会・緑）が、生活基盤サービス事業者や意思決定フォローから、相談を受けたり、定期的な報告を受けて支援や指導を行う。
- 権利侵害や法的課題が生じている場合に、専門職等が必要な支援について助言・実施（強いアドボケイト）したり、成年後見制度へとつなぐ必要性を市町村へ伝える役割を担う。



## 意思決定支援に市民がかかわることの意義

- 専門システムは、その機能を利用する利用者に機能に応じた名前を与える（医療＝患者、福祉＝クライアント）。いいかえると、私たちの生活の一部を切り取って、機能を提供する。「専門職」と呼ばれる人たちは、その機能を高め、「強い」専門システムを確立してきた（⇔乏しい生活の視点？）。
- 一方、市民は、患者やクライアントとしてではなく、その人に「人格的に」（○○さんとして）関わることで、潜在的な意思や思い、希望を引き出せる可能性がある（弱い専門性と豊かな生活の視点）。

### （市民後見人のエピソード）

ヘルパーやケアマネジャーは、本当はもっと本人と関わりたくても業務に追われ、じっくり話しを聞く時間が取れないのかなと思います。市民後見人として本人に寄り添うため、「最低でも1時間はじっくり話しを聞くぞ」と訪問していました。何も話すことがない時もありますが、その時は一緒にテレビを見て過ごしました。スポーツ番組を見て、「以前ゴルフをしていた」という話や、好きな芸能人も教えてもらい、本人の好みを知ることができました。本人の好みや考え方、気持ちを知り、寄り添って本人を支える姿勢が市民後見人の強みかと思います。

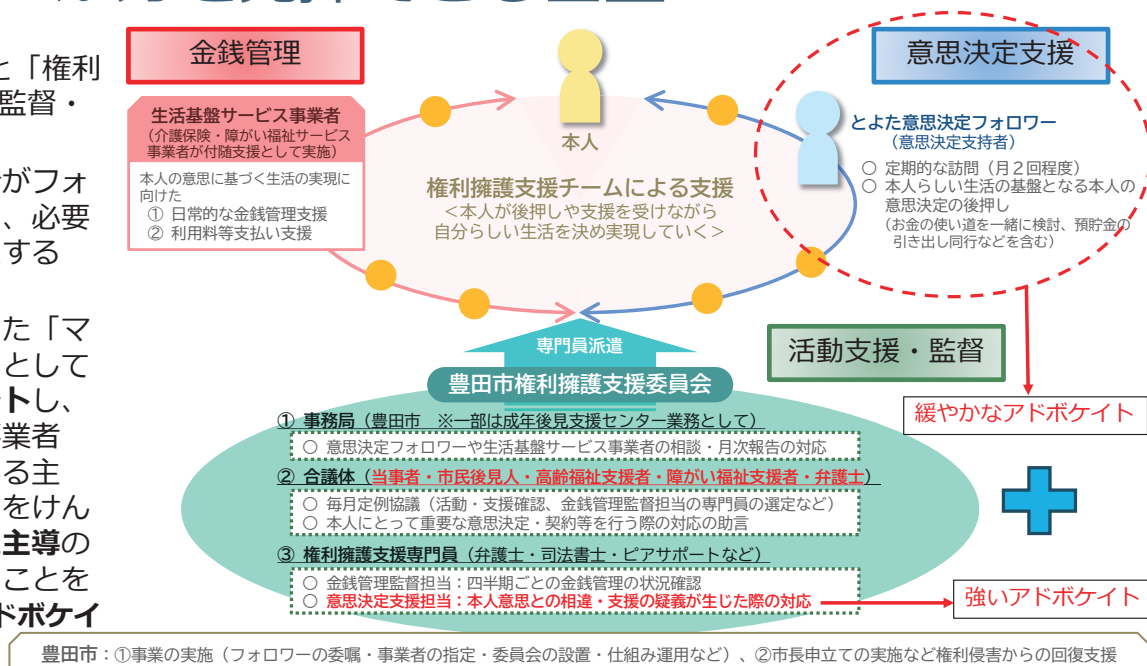
## 緩やかなアドボケイトの可能性

- 「弱さ」の「強さ」？
  - 市民後見人と異なり、権限のない意思決定フォロワーはさらに「弱い」存在であるが、それゆえに本人をエンパワメントする役割を期待できる（緩やかなアドボケイト）。
  - 日常的に、継続的に緩やかにかかわるアドボケイトの存在は、重要な場面での意思決定支援を有効にできる可能性がある。
  - 本人とともに「本人の声」を地域や社会にも届ける存在になりうる（地域福祉の視点）。
- 「強い専門システム」と「豊かな生活の視点」は対立するものではない。
  - 市民後見人が、実施機関や多様な専門職によるバックアップによってその「強み」を發揮できるように、「強い専門システム」（強いアドボケイト）がバックアップするフォロワーシステムを確立することで、「市民がかかわることの意義」はより發揮される。
- →意思決定フォロワーの意思決定支援と関係性の濫用へのけん制が効果的になるには、その存在をサポートし、権利侵害が発生した場合に監督・介入ができる「強いアドボケイト」の役割も必要になる。

## フォロワーが力を発揮できる基盤

- 「3つの機能の独立」と「権利擁護支援委員会による監督・支援」

- 権利擁護支援委員会がフォロワー活動を支援し、必要な場合に監督・介入する（強いアドボケイト）
- フォロワーは独立した「マイクとスピーカー」として本人をエンパワメントし、生活基盤サービス事業者（本人に影響のある主体）の関係性の濫用をけん制することで、本人主導の地域生活を実現することを目指す（緩やかなアドボケイト）



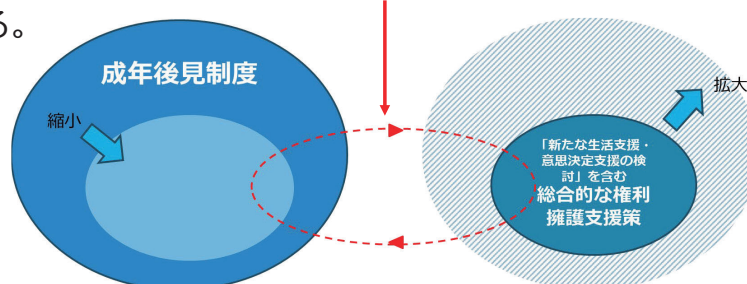
## 今後の展望 福祉法制への位置づけ

- 「意思決定支援を確保しながら」「誰もが安心して」利用できるような権利擁護支援を社会福祉制度として考えていく必要がある。
- 【市民参加による**意思決定支援の確保**】（緩やかなアドボケイトである）意思決定フォロワーについては、介護保険の地域支援事業として「介護サービス相談員」（事業所等を訪ね、サービスを利用する者等の話を聞き、相談に応じる等の活動を行う者）のような先例があり、事業化は非現実的ではない。
- 加えて、支援、管理監督団体の役割や機能（強いアドボケイト）を明確化し、緩やかなアドボケイトと強いアドボケイトによって、意思決定支援を確保し、関係性の濫用のけん制・防止を内包した総合的な権利擁護支援策を検討する。
- 【**「誰もが安心して」**】意思決定支援の必要性は、必ずしも財産の多寡に規定されない。救貧的・選別的な制度とすべきではないと思われる（→子どもアドボカシーでも同様）。



## 【参考】法制化にあたってのその他の考慮事項

- 他に以下のような点についても検討する必要があると思われる。
  - 対象者、自己負担等の設定
  - 生活支援等のサービス提供事業者による金銭管理についての金融機関との合意形成、キャッシュレス決済の金銭管理システムの検討
  - 市町村による全体の仕組みコーディネート機能（市町村の役割の明確化）
  - 財源の確保 等
  - 併せて成年後見制度との連携をコーディネートするような市町村の機能や役割についても法制化する必要がある。



## 『福祉サービス利用援助』？

- 「**地域生活課題の解決に資する包括的な支援体制を整備するため、意思決定及び社会参加に必要な手段的活動の確保の支援**として、本事業を行う」（豊田市地域生活意思決定支援事業の試行的運用に関する要綱）
- ⇕
- 「福祉サービスの利用に関し相談に応じ、及び助言を行い、並びに福祉サービスの提供を受けるために必要な手続又は福祉サービスの利用に要する費用の支払に関する便宜を供与することその他の**福祉サービスの適切な利用のための一連の援助を一体的に行う事業**」（社会福祉法第2条第3項第12号・福祉サービス利用援助事業）
- → 「福祉サービスの利用援助」のように狭くとらえるのではなく、本人の意思に基づいた社会参加を応援する事業として、日常生活自立支援事業の強化に加え、モデル事業の法制化を考える必要があるのではないか。

## 地域福祉の観点から見たモデル事業

- ・「地域福祉の推進は、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現を目指して行われなければならない。」（社会福祉法第4条第1項）
  - ・→意思決定支援フォロワーは、本人に人格的にかかわることによって意思決定支援が確保される（当事者参加）と同時に、フォロワー自身がかかわりの中で成長し、社会に参加し（市民参加）、本人の思いを地域に発信できる（地域づくり）。
- ・「地域住民等は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない」（社会福祉法第4条第2項）。
  - ・→権利擁護支援委員会、生活基盤サービス事業者、意思決定フォロワーなど、多様な主体が参画しながら、本人の地域社会への参加を支援する（多様な主体の参加と本人の地域社会への参加）。
- ・「地方公共団体は、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備その他地域福祉の推進のために必要な各般の措置を講ずるよう努める」（社会福祉法第6条2項）
  - ・→市町村（豊田市）が、実施主体となって推進する
- ・当事者、市民、専門職が参画し、市町村が実施主体となる「**参加し、共生する**」**社会**を目指す**地域福祉政策**として、「総合的な権利擁護支援策」を実現したい。

## 第1部

自治体との連携による障害者・認知症高齢者等の意思決定支援  
モデル事業の進捗について

### ① 豊田市の取組み

安藤 亨 Ando Toru

豊田市福祉総合相談課権利擁護支援担当長

## 第2回意思決定支援実践シンポジウム 「豊田市の取組」

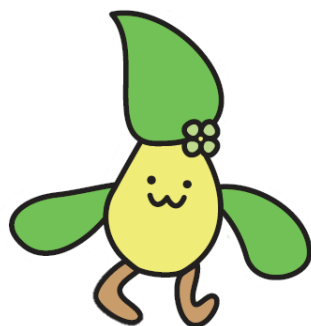
令和6年2月23日  
豊田市 福祉部 福祉総合相談課  
権利擁護支援担当長 安藤 亨



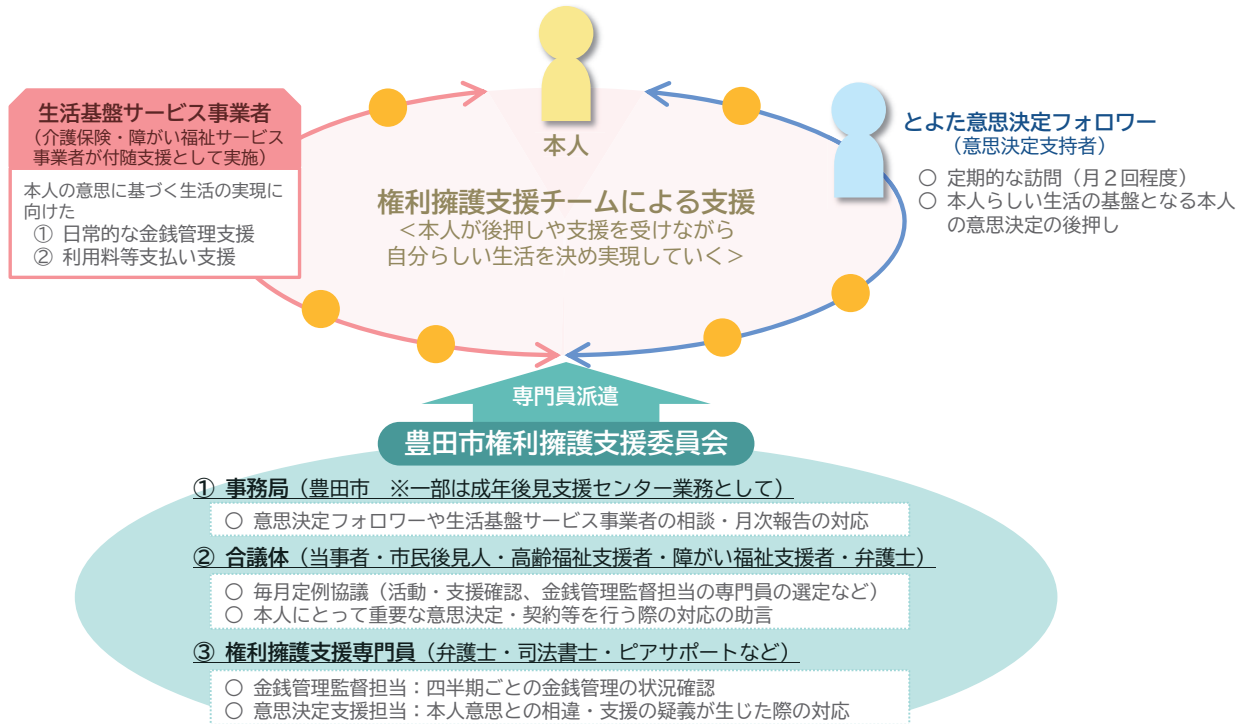
みんなありがとう  
第5回地域共生社会推進  
全国サミット inとよた  
(2023.10.12~13)

～ つながる つくる 暮らし楽しむまち・とよた ～

## 豊田市の取組

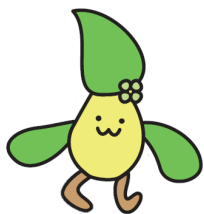


- 豊田市では、増大・多様化する権利擁護支援ニーズに対し、これまで家族や成年後見制度等に求められてきた「①金銭管理・②意思決定支援・③活動支援と適切な支援の確認・監督」を活動・支援の性質ごとに分解した上で、多様な主体がそれぞれの特性を活かして各活動・支援を分担し連携する仕組み（＝豊田市地域生活意思決定支援事業）を試行。



豊田市：①事業の実施（フォロワーの委嘱・事業者の指定・委員会の設置・仕組み運用など）、②市長申立ての実施など権利侵害からの回復支援

3



◆ ふくしくん

まずは・・・なんで豊田市は、「地域生活意思決定支援事業」をはじめることになったのでしょうか？

● けんりくん

豊田市は、「くるまのまち」ということもあって、県外出身の人が多いんだ。そのため、高齢化が進むにつれて、家族に身の回りのことを頼むことができない人が増えているんだ。

こうした方々は、病気や障がいなどによって不安を抱えたときに、自分の生活を1人で考え決めないといけない、さまざまな手続きの内容がわからない、お金の管理ができないなど、福祉のサービスを使う前の段階のところで困ってしまうことが多いんだ。

こうしたことから、豊田市では、令和2年に策定した「豊田市成年後見制度利用促進計画」で、身寄りのない人への支援を考えることを掲げ、この具体的な対応の1つとして、この事業に取り組むことにしたんだよ。





### ◆ ふくしくん

そうだったんですね。では、具体的な取組としては、どのようなことから始めたのでしょうか？

### ● けんりくん

まずは、色々な人にお話を聞くことから始めたんだ。

親族後見人（障がい者の親）の方からは、「成年後見制度をやめられるならやめたい」「親亡き後に、身の回りのことを世話してくれる人がほしい」「親だからこそ、わからないこともある」などを教えてもらったよ。

介護・福祉事業所や社会福祉法人は、「実際やむを得ずお金を預かることがある」「本人や家族からお金を預かってほしいと言われる」「多くの人に支援するので、どうしてもおひとりごとに声を聴く機会に限られる」と話していたんだ。

また、当事者団体の方からは、「意思決定支援は重要だし、当事者も関わりたいけど、生半可な気持ちでやるならやめてほしい」と厳しい声もいただいたよ。

社協も「社協だけではニーズの大きさを支えられない」と話していたね。



## 豊田市では何から取り組み始めたのか？

5

## 豊田市地域生活意思決定支援事業の実践について (令和5年度の取組想定と実績見込み)



### 令和4（2022）年度

#### 試行の枠組みづくり

- 意思決定フォロワー、生活基盤サービス事業者、権利擁護支援委員会の役割整理
- 試行要綱、様式等の作成

#### 試行（モデルケース）の開始

- 高齢者＋特別養護老人ホームのモデルケース
- 障がい者＋共同生活援助のモデルケース
- 2件ともフォロワーは市民後見人養成講座修了生

### 令和5（2023）年度

#### 仕組みの成熟化

- 意思決定フォロワーの育成・活動支援の定例化
- 日常的な金銭管理の範囲及び透明性が確保できる管理の仕方の検討継続
- 利用増にも対応できる事務フローの整理

#### 試行パターンの増加

- モデルケースのパターン増を進める。
- これにより、本事業を利用することで、地域生活課題の解決や、生活の質の向上が可能となる対象者像の整理を進める。

- 意思決定フォロワーの養成開始（導入編、実践編）。アドボケート面談の実施。
- モデルケースで管理している金銭の金額・内容の整理。四半期ごとの金銭管理監督と監督様式の見直し検討。
- 年度末までに事務フローの作成。

- モデルケースの増加とバリエーションの確保（6件＋さらに2件検討中）。
- 年度末までに上記8件の対象者属性の整理。

- 豊田市地域生活意思決定支援事業の意思決定フォロワーとして活動するため、意思決定の基礎を学ぶ講座を実施。（豊田市主催、SDM-Japan・日本財団協力、くらし応援資金拠出）
- 2コース合計で49名の参加者で、今年度の市民後見人養成講座より多い人数が集まった（女性は2倍以上）。

1 日時

- ①休日半日2日コース：令和5年10月29日(日)、11月12日(日)午後1時30分～午後4時40分
- ②平日1日コース：令和5年10月31日(火)午前10時～午後5時

2 参加者

合計 49名（内訳：①20名 ②29名） 参加者属性：男性6名、女性43名（※参考：養成講座 男性11名、女性20名）  
市民後見人養成講座受講生13名、修了生11名

3 講座修了後の活動

新規ケース4件のマッチング開始、来年の市民後見人養成講座、他のボランティア活動の案内



7

参考：とよた意思決定フォロワー導入講座カリキュラム（平日1日コース）

開始時間	テーマ	概要	講師
10:00	挨拶、オリエンテーション		豊田市
10:15	演習1：決められた体験	ロールプレイを通じて、他人から一方的に決められてしまうことの体験を行い、その感想を共有します。	大瀧英樹氏 （あいあらくく代表） 水島俊彦氏 （SDM-Japan副代表）
10:40	休憩		
10:50	講義1：障がいの理解、すべての人がいきやすく、生きていくためには ~医学モデルから社会モデルへ~	社会モデルという考え方から障がいを理解し、これまでと違った見方から、社会や関係性を捉え直す導入とします。	木本光宣氏 （ユートピア若宮理事長）
12:40	昼休み		
13:40	演習2：あなたについて一緒に考える	研修パートナーをお招きして、研修パートナーと一緒に好きなことや将来の夢などを書き出す作業を通じて、相手の意思や希望を尊重しながら活動することを学びます。	研修パートナー 名川勝氏 （SDM-Japan代表理事） 水島俊彦氏
15:40	休憩		
15:50	演習3：振り返り	これまでの講義や演習の振り返りを行い、学んだことの共有を行います。	名川勝氏 水島俊彦氏
16:45	講義2：とよた意思決定フォロワーの活動について	豊田市のモデル事業の紹介をするとともに、とよた意思決定フォロワーとして活動するための流れを紹介します。	豊田市
17:00	終了		

8



9

## とよた意思決定フォロワー実践講座の開催について



○ 豊田市地域生活意思決定支援事業の意思決定フォロワーとして活動する方や、バンク登録しこれからフォロワーとして活動が予定される方に対し、フォロワー活動について考える機会としての講座を実施（豊田市主催、SDM-Japan・日本財団協力、くらし応援資金拠出）。

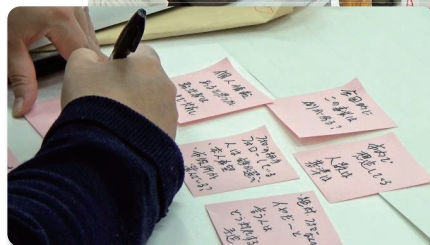
### 1 日時

令和6年2月13日（火）午後1時30分～午後4時30分

### 2 参加者

合計 16名

うち、意思決定フォロワー又はバンク登録者 10名、権利擁護支援委員会委員 6名



10

開始時間	テーマ	概要	講師
13:30	オリエンテーション		豊田市
13:35	先輩フォロワーの活動のお話しを聞いてみましょう（ミニシンポジウム）	シンポジウム形式で、意思決定フォロワーの活動について、いくつかの質問に対し、実際の様子や思いなどを既にフォロワー活動をされている方からの話を聞き、フォロワー活動の理解を深める。	鳥巢さん・倉田さん （意思決定フォロワー） 木本光宣氏 （ユートピア若宮理事長） 豊田市 安藤
14:40	休憩		
14:50	フォロワーさん同士で話してみよう（座談会）	グループワークを通じて、フォロワー活動をされている方への質問や、参加者間での意見交換を通じて、意思決定支援やフォロワー活動について考える。	2グループ
16:00	ミニ講義・振り返り	実際の活動やアドボケイトの視点、フォロワー活動の意義などをふりかえりとともに知る。	名川勝氏 （SDM-Japan代表理事） 水島俊彦氏 （SDM-Japan副代表）
16:30	終了		

※参考 令和6年2月末時点のモデルケース分類

	生活基盤サービス事業者	年齢	障がい等			居所の状況		環境変化あり	後見制度利用あり
			高齢者	知的障がい	精神障がい	在宅	施設等		
ケース① 【継続】	特別養護老人ホーム	70代	○				○		
ケース② 【継続】	本人が元々利用していたグループホーム	50代		○		○		○ グループホームから一人暮らしへの移行	
ケース③ 【開始】	特別養護老人ホーム	80代	○				○	○ 在宅から施設入所への移行	
ケース④ 【調整中】	生活介護	60代	○	○		○		○ 障がい福祉サービスから介護保険サービスへの移行	○ 保佐人
ケース⑤ 【開始】	小規模多機能型居宅介護	70代	○		○	○			○ 後見人
ケース⑥ 【開始】	グループホーム	30代		○			○		○ 親族後見人



## 今後の課題として整理や検討が必要と感じる事項

※ 国に対応を求める事項、自治体で検討すべき事項の整理、制度等改正の必要性の有無などは十分にできていないことに留意。

### <意思決定支援関係>

- 意思決定フォローの育成体制・仕組みの確立（公的財源と寄付等の活用）
- 意思決定支援を専門的に支援できる人材・体制の確保
- 代行と代行決定（必要に応じて代理も）の用語整理

### <金銭管理関係>

- 医療・金融など他業種の事業者の参画（ex. 福祉サービスを利用しなくなる長期入院の方を支える事業者）
- 日常的な金銭管理（監督を含む）の範囲・方法の確立
- 金銭管理監督を専門的に支援できる人材・体制の確保
- 本人が金融機関の窓口にも事業者と一緒にいけない場合の対応と金融機関の理解（若しくは金融機関が抱える懸案事項の解消）

### <事業・制度設計関係>

- 金銭管理の内容（日常的な金銭管理、高額な財産管理、不動産等の売却等法律行為を含むもの）による事業・制度の役割分担と運営財源の見通し
- 日常生活自立支援事業との関係性（支援対象や地理的条件の観点を含め）の整理
- 物事の判断に不安を抱える方の意思能力の捉え方（使いやすい事業・制度との兼ね合い）
- 意思決定フォロー推進事業と生活基盤サービス事業を分離できる条件整理（ex. 家族がいる場合）
- 社会福祉法第106条の3に基づく包括的な支援体制づくりにおける位置づけ
- 本事業の利用者のうち身寄りを頼れない方の死後事務における対応

13

## 第1部

自治体との連携による障害者・認知症高齢者等の意思決定支援  
モデル事業の進捗について

## ②SDM-JAPANの取組み

名川 勝 Nagawa Masaru

水島 俊彦 Mizushima Toshihiko

森地 徹 Morichi Toru

一般社団法人日本意思決定支援ネットワーク（SDM-Japan）

・ **フォロワー養成研修**

- ・ フォロワー導入研修／フォロワー実践研修／フォロワー実務支援研修
- ・ 先ず「本人の声を聞く」ことから始める（導入研修）
- ・ その後に具体的な実践の取り組みを深める（実践研修）
- ・ 定期的・継続的なフォローアップとスーパービジョン（実務支援研修）
- ・ 成年後見人候補者、認知症サポーター、ほか多様な方々にも関わっていただけるように構成する。  
→自分に合った、自分らしい関わり方

・ **生活基盤サービス事業者等向け研修** →次年度（豊田市）

・ **支援者等一般向け研修**

- ・ 意思決定支援基礎研修／意思決定支援スキルアップ研修
- ・ 支援者等含め関係する方々に意思決定支援について学習機会を提供し、当該地域に意思決定支援の基盤を形成する。

(研修WG) 意思決定支援モデルプロジェクト 令和5年度研修プログラム

	2023年6月	2023年7～10月	2023年10～11月	2023年12月～	2024年1月～2月		
意思決定 フォロワー 養成	事前説明会 (とよた市民のための意思 決定支援・権利擁護支援 を学ぶ会)		<b>フォロワー導入講座</b> (1日コース 10月31日、 半日2回コース 10月28日、11月12日)  ・ 「決められた体験」(演習) ・ 障がいの理解、すべての人がいきやすく、生きていく ためには ～医学モデルから社会モデルへ～ (講 義) ・ 「あなた」について一緒に考える (演習) ・ ワーク (振り返りなど) ・ 今後の選択肢 ・ フォロワー ・ 市民後見人	<b>活動開始</b> (マッチング～実際の訪問) ※フォローアップを丁寧に行い、あ るべき関わり方や、自分の適性を 考えていく	<b>フォロワー実践講座</b> (2月13日) ・ 訪問の振り返り ・ 「豊田地域生活意思決定支援 事業」について ・ フォロワーとは (役割・立ち位置・する ことしないこと、アドボケートとの関 係) ・ フォロワーの実務 (事務的なこと) ・ 意思決定支援の基礎	フォロワーと して継続し て活動	
(市民後 見人養 成)		とよた市民後見人養成講座 基礎講座		とよた市民後見人養成講座 実務講座		(市民後 見人バンク 登録)	
フォロワー 実務支援 研修	<b>面接による継続的フォローアップ</b> ・ どこまで言うのか、関わるのか、距離感の持ち方 ・ アドボケートとの関わり方 ・ 止めなければならないこと、その方法 ・ 聞く姿勢、話す姿勢		フォロワー基礎講座・実践講座への参加 スキルアップ講座への参加		<b>フォロワー実務支援研修</b> ・ 場面設定による応答 (演習) ・ 受講講座に対する補習		
生活基盤 サービス事 業者向け 意思決定 支援・アド ボカシー 研修					(生活基盤サービス事業者基礎研修)		
支援者向 け 普及啓 発・スキル アップ研 修	意思決定支援基礎研修 (8月31日)		<b>意思決定支援スキルアップ研修</b> (1～2月) ・ PSF研修ミニ (BI vs EW、会話のスキル) ・ トレーニングマット研修 ・ リスクのとらえ直し (導入部) ・ 選好の記録化と共有 (導入部)				

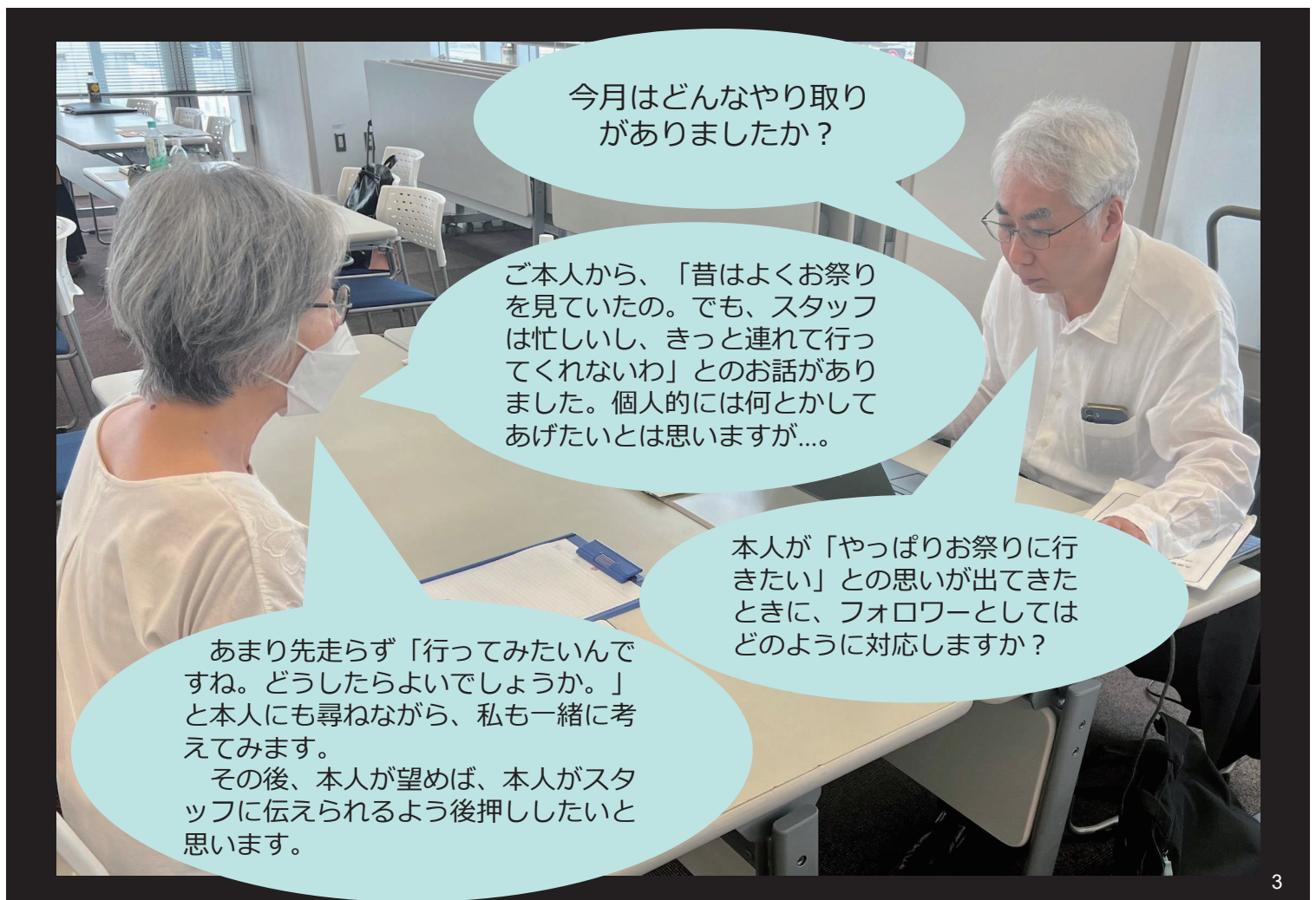
- ① 本人のwish（希望・願い）やコミュニケーションを、広げる・深める
- ② wish（希望・願い）や主張を本人が言う・主張するのを手伝う
- ③ 本人のwish（希望・願い）や主張をマイクやスピーカとして伝える
- ④ 本人のwish（希望・願い）・主張や困りごとを、委員会・専門員に相談する

## アドボケイトWG 2024年度目標設定

- ① 権利擁護支援委員会及び権利擁護支援専門員（意思決定支援担当／独立アドボケイト）によるフォロワー支援の仕組み及び運用方法の提示（関係様式を含む）
- ② アドボカシー機能を付加した権利擁護支援委員会の仕組みと運用方法の提示
- ③ 権利擁護支援専門員（意思決定支援担当／独立アドボケイト）養成案の作成及び養成に向けた研修の一部試行実施
- ④ さまざまな自治体の規模に合わせた、アドボカシー機能確保のためのプラン提示

## 権利擁護支援委員会と独立アドボケイトの役割（素案）

1. 権利擁護支援委員会は、福祉・司法専門職及び市民・当事者による合議体を形成し、①本人・フォロワーの活動を支援するとともに、②生活基盤サービス事業者等の活動を監視・監督する。
2. 権利擁護支援専門員（意思決定支援担当／独立アドボケイト）は、通常時は、フォロワーの姿勢を維持するための定期面談を行う。課題が生じた場面では、権利擁護支援委員会からの派遣依頼に基づき独自に調査を行う。フォロワー等からの情報提供を踏まえつつ、本人の真意や選好・価値観を探求し、委員会に報告する。
3. 生活基盤サービス事業者等と本人との対立関係が生じた場合には、権利擁護支援委員会が対話の機会を設け、必要な場面では委員会の見解に基づき勧奨する。同事業者が、本事業の共通理念や役割に沿わない行動を継続する場合や委員会の勧奨に合理的な理由なく応じない場合には、自治体として同事業者の排除も含めて適切に対応する。



# 権利擁護支援専門員（意思決定支援担当／独立アドボケイト） の現在の動き方

- 2022年10月から活動開始。進行中のケースについて各フォロワーとの面談を通じた支援を行う。
- 当初は随時実施としていたが、現在は、フォロワーからの実施報告書が提出された後、個別にアポイントを取得し、報告書を踏まえて面談を実施する形に変化。
- オンラインにて、1回あたり1時間程度（月1回程度）の面談を実施。
- 現在の進行方法としては、概ね以下のとおり。
  - ①面談趣旨の説明  
記録をとること。面談結果を踏まえて専門員が権利擁護支援委員会へ報告すること 等
  - ②フォロワーからの活動報告の受けとめ  
報告書をお互いに見ながら、本人・フォロワーにどんな変化があったか（なかったか）、その他やってみて良かったこと、心配していること等をお話いただく。
  - ③問いかけを通じたフォロワーへのスーパービジョン
    - 本人に会った際の周囲の環境、対応がどのようなものであったか
    - フォロワーとして気になっていることはどんなところか
    - 発見した本人の希望、選好や価値観に関してフォロワーがどのように感じているか 等を確認。専門員としては、アドバイスよりは「どんなふうに考えますか？そのときにどのように感じましたか？」といった形でフォロワーと対話することを心掛ける。
  - ④情報提供  
フォロワーの役割の確認、アドボケイトの視点を踏まえた活動のポイント、研修情報 等
- 面談後、権利擁護支援委員会に提出する「アドボケイト報告書」を作成し、同委員会にて報告。
- 権利擁護支援委員会の意見を踏まえて、専門員が必要に応じて、フォロワーに同席し本人と面談することもある。

## 評価ワーキング・グループからの報告（1）



## 2023年度の評価ワーキング・グループ

### 第1回評価ワーキング・グループ（5月7日）

- 前年度事業についてのプロセス評価及びアウトカム評価の結果について報告及び意見交換を行った
- 前年度事業のプロセス評価及びアウトカム評価の結果を踏まえてニーズ評価、プロセス評価、アウトカム評価の枠組みの確定に向けた意見交換を行った

### 第2回評価ワーキング・グループ（7月29日）

- 前年度事業についてのプロセス評価及びアウトカム評価の結果の追加分について報告及び意見交換を行った
- ニーズ評価、プロセス評価、アウトカム評価のチェックリストについて検討を行った
- ニーズ評価、プロセス評価、アウトカム評価の内容の確定に向けた方向性の確認について意見交換を行った

### 第3回評価ワーキング・グループ（9月24日）

・ニーズ評価、プロセス評価、アウトカム評価の評価項目について確定を図るべく意見交換を行った

### 第4回評価ワーキング・グループ（11月25日）

- ・本事業自体の評価をどのように行うかについて意見交換を行った
- ・本事業におけるフォロワーの果たす役割について意見交換を行った

### 第5回評価ワーキング・グループ（1月20日）

- ・本事業におけるロジックモデルの検討を行った

### 第6回評価ワーキング・グループ（3月9日【予定】）

- ・本事業におけるロジックモデルを確定させる予定

## 第1部

自治体との連携による障害者・認知症高齢者等の意思決定支援  
モデル事業の進捗について

### ③ 日本財団の取組み

袖山 啓子 Sodeyama Keiko

日本財団公益事業部

# 日本財団の取組み

自治体との連携による障害者・認知症高齢者等の  
意思決定支援モデル事業について

2024年2月23日

日本財団 公益事業部 国内事業開発チーム  
袖山啓子

## 事業の流れ



## 3者協定

第1条 本協定は、甲、乙及び丙が緊密な相互連携と資源の有効活用により、共働して活動し、障害者・認知症高齢者等で日常生活・社会生活上の意思決定に支援を必要とする人（以下「障害者等」という。）がその人らしい地域生活を送ることができるよう、意思決定支援を基盤とする権利擁護支援の推進に関する仕組みの構築及びその実践を行うことを目的とする。

### みんなが、みんなを 支える社会

誰もが自らの生き方を自分自身で模索し、切り拓く喜びを感じることができる社会の実現を目指します

#### ソーシャルチェンジ

ひとりひとりの個人や団体等の  
意識・行動の変化

#### ソーシャルイノベーション

ソーシャルチェンジを重ねることで  
実現される、法律・制度・社会的習慣の変化



## 今、何が起きている？

- ・ 豊田市のベスト・メンバーで実践中
- ・ フォロワーは知られているか？
- ・ 支援者、管理者、親族、近隣住民、すべての理解は？
- ・ 意思の形成や表明⇔課題の表出
- ・ フォロワーとの時間は大切、関係性からのアプローチ
- ・ 聴くというスキルでのアプローチ
- ・ アドボケイトをどう育てるか？
- ・ フォロワーのフォロー（知見や経験を蓄積できるか）
  
- ・ GHでも、地域生活でも、囲い込み

## 意思決定を支援する ～精神保健の事業から～

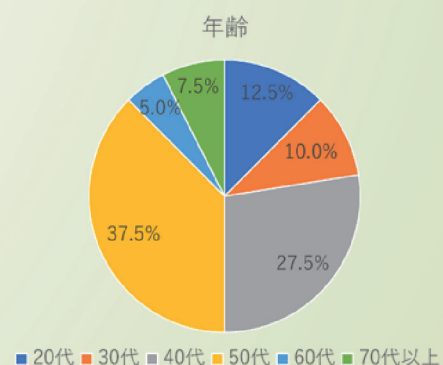
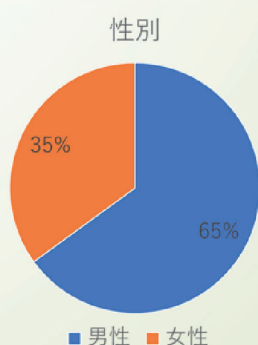
- ・ 寄り添って、聞くこと、寄り添って伝えること  
（厚労省 平成26年度障害者総合福祉推進事業 精神障害者の意思決定支援者の役割）
- ・ 第三者である訪問支援員が、医療機関外から入院中の患者を訪問し支援

医療機関外の第三者が、支援対象者と会話を交わし、支援対象者の話を傾聴することにより、様々な思いを受け止め、対象者が自らの力を発揮できるよう、対象者の立場に立って寄り添うもの。（厚労省「まもなく始まりますよ！何が必要？市町村の精神保健相談支援体制整備に向けて」「入院者訪問支援事業（法定事業化）」）

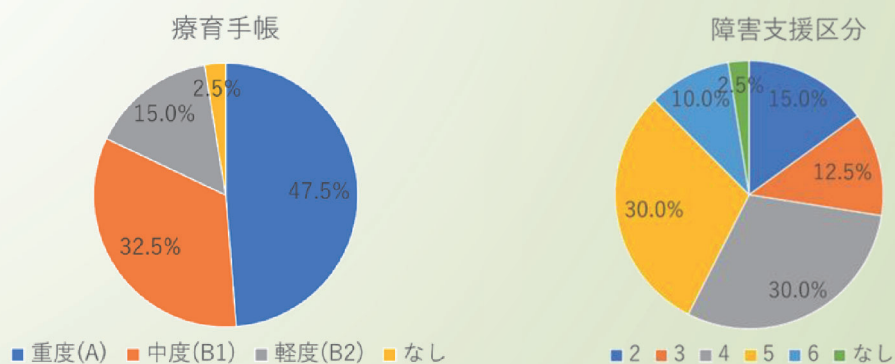
## 当事者の声を聞く

- 福祉施設の利用者40人に対して、自分の人生での選択や支援について試行調査
- 知的障害のある当事者の実情を確認し、自分の可能性を生かして自分らしく暮らせるような支援の仕組みやプログラム開発の一助とすることを目的
- 方法：半構造化インタビュー
- 調査期間：2023年3月～5月
- 調査対象者：言語表現が可能な知的障害者

## 調査対象者について



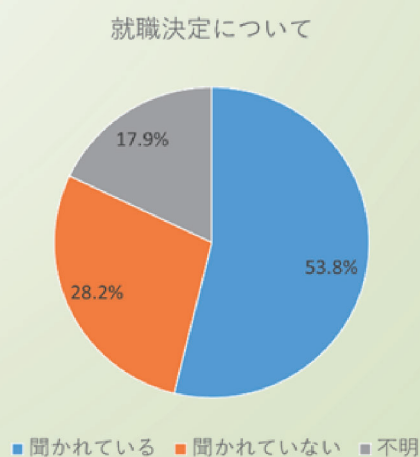
## 調査対象者像



## 最初の就職について

進路を決めるときに、

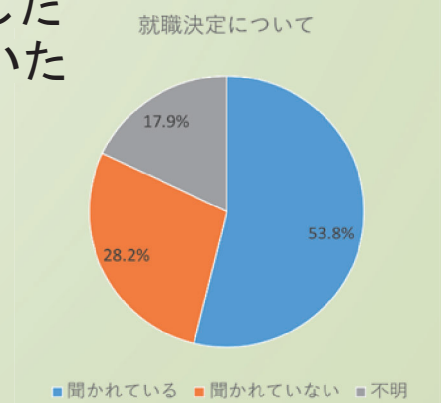
- ・ 本人の意見が聞かれ、自分で決めた：約半数（21人）
- ・ 聞かれなかった：約3割（11人）



## 最初の就職について

意見が聞かれたと回答した21人のうち  
仕事を継続していたのは15名

意見が聞かれていないと回答した  
11人のうち、仕事を継続していた  
のはわずか1人



## 調査協力団体の取組

- 当事者の人生の経験の共有、当事者の言葉を通して聴き取る
- 当事者をまず一人の人としてとらえる、ピープル・ファースト
- 当事者を取り巻く環境、社会資源の収集・分析

## 国連 障害者権利委員会委員 ロバート・マーティン氏のコメント

- 高等部卒業時の進路選択の際、自分の希望を聞かれたと答えた人が約半数しかいなかった、ということには、驚かない。
- 障害者権利条約 第12条 法の前にひとしく認められる権利は知的障害のある人達にとって非常に重要である。
- すべての人に自分自身で選択をする権利がある。
- 例えばわかりやすい情報の提供といった適切な情報を得ることや、必要に応じてその人のペースに合わせて時間をとるといったことが大切である。
- 今回の調査対象は言葉で表現できる人であるが、言葉で表現できない人を含めて、すべての人に意思決定支援が確実に提供されることを願っている。ジェスチャーや表情を読み取る、コミュニケーションの支援機器を使うことも必要。
- そして当事者の周囲の人、家族、先生、支援者が意思決定支援に関する研修を受けるべきであると考えている。

## ユマニチュードの技法 ～ケアの事業から～

- 高齢者施設のベッドにレコーダーを設置：2分／24時間
- いい利用者とは：しゃべらない、質問しない、動かない、家族がいない
- 腰痛予防から始まった→常にここに帰る
- ケアを受ける人の体を、ケアをする人のものにしなない。
- その人の代わりに行わない
- ノックして部屋に入る、視線を合わせる、話す、会いに行く。

## どうしたらよい？

- 豊田市のベスト・メンバーで実践中：失敗も必要
  - フォロワーは知られているか？：啓発が必要
  - 支援者、管理者、親族、近隣住民：社会全体の理解
  - 意思の形成や表明⇔課題の表出：本来の普段の関わり
  - フォロワー：忘れがちな視点をもたらす
  - 聴くというスキルでのアプローチ：普遍的な態度
  - アドボケートをどう育てるか？：専門職の専門性の蓄積
  - フォロワーのフォロー（対応策を蓄積できるか）
- 
- GHでも、地域生活でも、囲い込み：共生社会



	日常的な 意思決定	人生の節目の 意思決定
障害者		
認知症高齢者		

## 事業の流れ



## 第2部

実践報告

# 「意思決定支援」への実践的取組み： 大川市における持続可能な権利擁護支 援モデル事業

石山 裕子 Ishiyama Yuko

大川市福祉事務所地域福祉係係長

2024.2.23  
意思決定支援実践シンポジウム

## 大川市 持続可能な権利擁護支援モデル事業

福岡県大川市福祉事務所  
石山 裕子





## 大川市の概要 (R5.4.1)



- 人口 32,029人 うち65歳以上人口 11,698人
- 高齢化率 36.5%
- 面積 33.63km<sup>2</sup>
- 日常生活圏域 6 圏域
- 地域包括支援センター 3 か所
- 障害者相談支援センター 3 か所
- 成年後見センター(中核機関)1か所
- 市の特徴

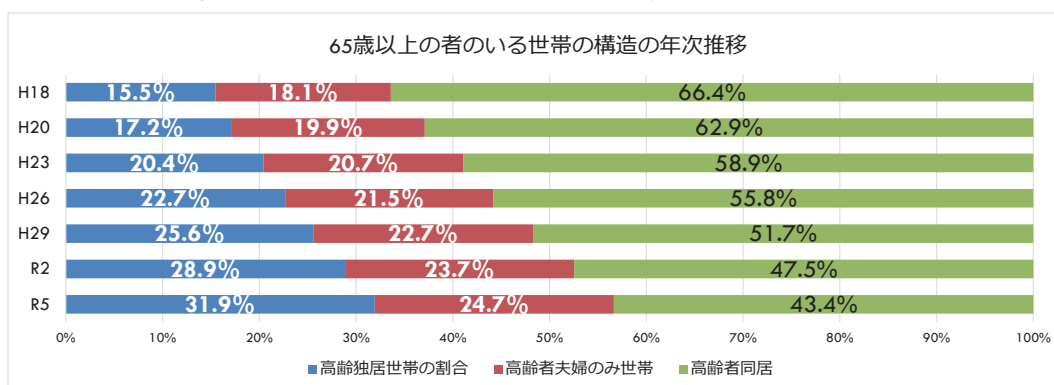


- ☆日本一の家具産地。家具、建具、材木など、木に関わる会社だけで600社ほど。石を投げれば社長に当たります。
- ☆農水産業（水稲・いちご・海苔など）も盛ん
- ☆ふるさと納税返礼品数日本一
- ☆医師会が中心となり在宅医療介護連携を推進

2

## 大川市の取組みの背景

### ➤ 人口減少、一人暮らし高齢者の増加



### ➤ 地域ケア会議から抽出された地域課題

- 親族等の支援者不在で入院や入所ができない。
- お金の管理ができず必要な支払いができない。
  - ✓ 金銭管理する人がいないため、預金の引き出しができず、必要な支払いができない
  - ✓ 衣類や日用品の買い物ができない、入院時に用意したり届けたりする人がいない
  - ✓ 医療の説明を理解し同意する人が本人以外にいない
  - ✓ 緊急時の連絡先、身元引受人がいない

3

# 大川市の取組み～事業化のプロセス～

## 令和3年度 成年後見制度利用促進計画策定

庁内連携 健康課（高齢者担当）、福祉事務所（障害者担当）

庁外連携 社協（社会福祉法人連絡会）

## 令和4年度 成年後見センター（中核機関）設置

### 大川市権利擁護ネットワーク会議設置（地域連携ネットワーク）

※高齢者虐待防止ネットワーク会議と障害者虐待防止ネットワーク

会議を統合。金融機関を構成員に加え、アンケート調査実施

## 令和5年度からのモデル事業予算獲得

### 令和5年度 組織改編（重層的支援体制整備事業実施へ向けて）

※成年後見制度の事務を福祉事務所に新設の地域福祉係に統合

## 地域ケア会議

R3テーマ:認知症

→預金管理の課題

R4テーマ:身寄りのない人等

→身元保証の課題

意思決定の課題

※緊急に支援を要するケースが増加し、急遽、事務管理要綱策定し、4件支援

## ■ポイント

- ・既存事業を見直し、重複する組織や事務を統合
  - ・地域ケア会議の機能を活用し課題を明確化、関係機関と認識共有
- 財政担当への説明や、関係機関との調整がやりやすい

重層的支援体制整備事業  
への移行準備事業を活用

4

# 大川市の取組内容

## 【事業の目的】

人口減少、少子高齢化の進行による一人暮らし高齢者の増加や、親族が遠方で支援が困難な市民が増加。これまで家族が担っていた金銭管理や生活支援などを担う人がいないため、日常生活のちょっとした困りごとが解決できないだけでなく、必要な入院や入所手続き、支払いができない高齢者が顕在化。

今後も身寄りのない市民の増加が見込まれる中、現在の成年後見制度や事務管理による支援だけで対応していくことは困難。

身寄りのない人も含め、市民が人生の最期まで安心して暮らし続けられるよう、また、担い手不足は金融機関や医療機関など市民の生活に必要なサービスの現場においても同様のため、できるだけ人的コストをかけない支援の仕組みづくりを行い、持続可能な大川市を目指す。



## 市、社協、成年後見センターで作戦会議

市のボランティアポイントデジタル化事業で連携していたKAERU（株）の持つKAERUカード（お買い物足機能付きプリペイドカード）の仕組みを活用し、人的コストをできるだけかけない仕組みづくりに取り組むこととなる。

5

# KAERUカードとは

Strictly confidential

## サービス概要

お買い物や金銭管理などに不安を抱えている方が安心して使えるキャッシュレスサービスです。  
マスターカード加盟店でチャージしたカード残高の範囲で利用できるプリペイドカードです。  
主要機能として「**予算管理**」「**パートナー設定**」があります。



Copyright 2023 Kaeru, Inc. All Rights Reserved.

3

6

Strictly confidential

# KAERUカードとは

## サービス画面イメージ

ご利用者名	カードステータス	お支払いの残高	カード残高	やりくり日額	スマート通入金額	入金口座	カード管理番号	利用種別
かえる 花子様	※ 利用可能	13,000円	10,000円	10,000円/日	10,000円/ 毎月5日	三菱UFJ銀行 あざぎ支店(849) 普通 55540785554078 カエルトモウエル	000105400000 08205	カード残高 目録変更 ステータス 変更 履歴確認
かえる 一郎様	※ 一時停止中	0円	0円	10,000円/日	10,000円/ 毎月5日	三菱UFJ銀行 あざぎ支店(849) 普通 55540785554078 カエルトモウエル	000105400000 08205	カード残高 目録変更 ステータス 変更 履歴確認
かえる 太郎様	※ 利用可能	13,000円	75,900円	10,000円/日	設定なし	三菱UFJ銀行 あざぎ支店(849) 普通 55540785554078 カエルトモウエル	000105400000 08205	カード残高 目録変更 ステータス 変更 履歴確認
かえる 愛子様	※ 利用可能	13,000円	75,900円	10,000円/日	設定なし	三菱UFJ銀行 あざぎ支店(849) 普通 55540785554078 カエルトモウエル	000105400000 08205	カード残高 目録変更 ステータス 変更 履歴確認

### 特徴1

1日に利用できる金額を  
利用者ごとに柔軟に設定可能

### 特徴2

利用者情報、決済履歴、操作履歴  
などの情報にアクセス

### 特徴3

チャージや一時停止など  
ブラウザからすぐにサポート

Copyright 2023 Kaeru, Inc. All Rights Reserved.

7

# おおかわボランティアポイント事業のDX実証実験

ボランティアをして  
スタンプを貯める

スタンプの  
交換申請

出金

これまで

紙のスタンプカード



書類を受け取る



銀行振込みのみ。5P（1P=200円）から  
手数料は市役所負担



今後

紙のスタンプカード



オンラインで申請



KAERUカードにチャージ



※運用はPoC中随時改善予定

8

Copyright 2021 Kaeru.inc All Rights Reserved.

## 大川市の取組み～身寄りのない人の入院等～

7月6日 権利擁護ネットワーク会議+  
持続可能な権利擁護支援モデル事業検討部会

### お互いの現状を知る

◆ 身寄りのない人の金銭管理の現状と課題認識の共有

課題解決のためどんな支援があったらいいか

◆ 日常的な金銭管理サービス事業者のイメージ

◆ 意思決定サポーターの役割のイメージ



### ➡【規範的統合】私たちの取組内容

#### ① 身寄りのない人の入院・入所対応マニュアルの作成

R6.2月完成「大川市身寄りがない人の入院や入所に関する支援マニュアル」

#### ② 身寄りのない人等の日常的な金銭管理支援の仕組みづくり

R6.2開始「大川市おひとりさま支援事業」

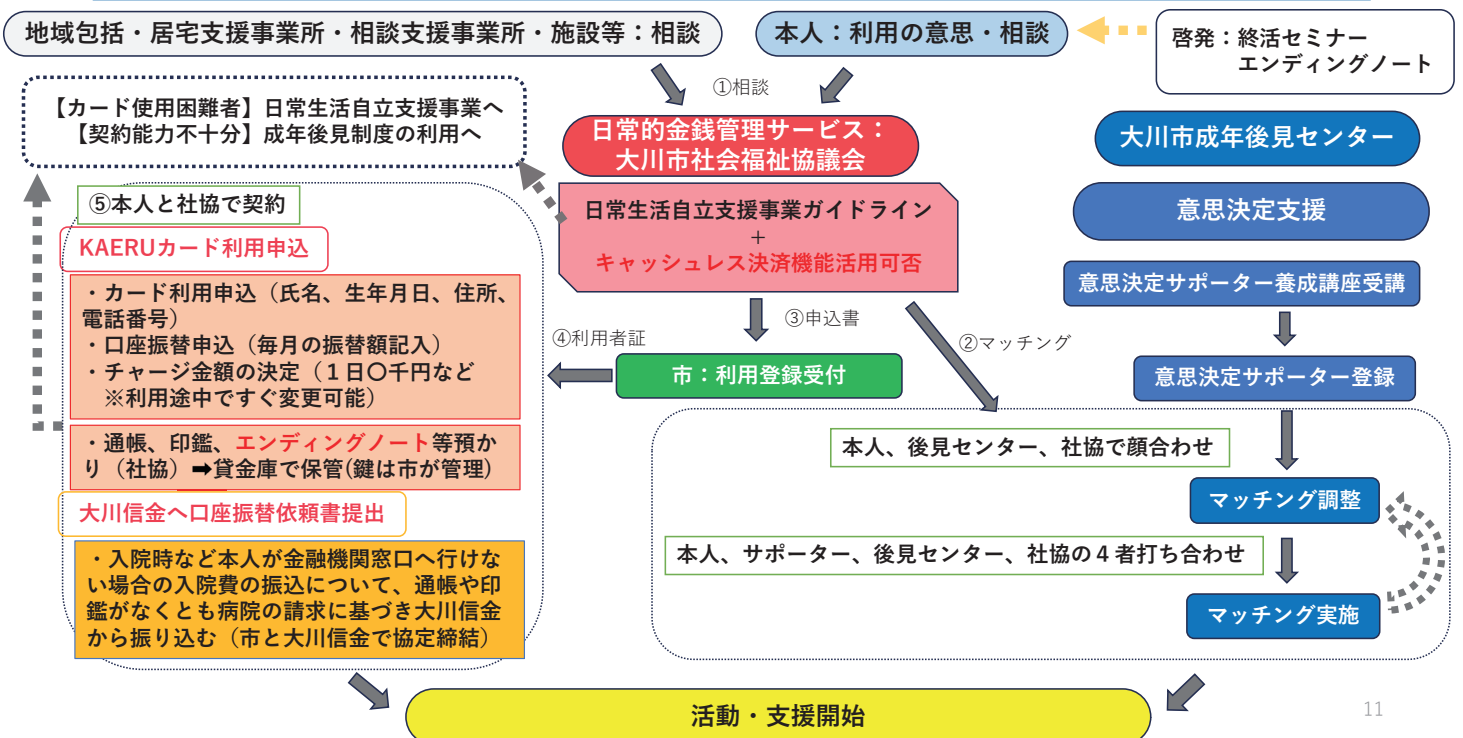
9

## 大川市おひとりさま支援事業における各主体の役割等

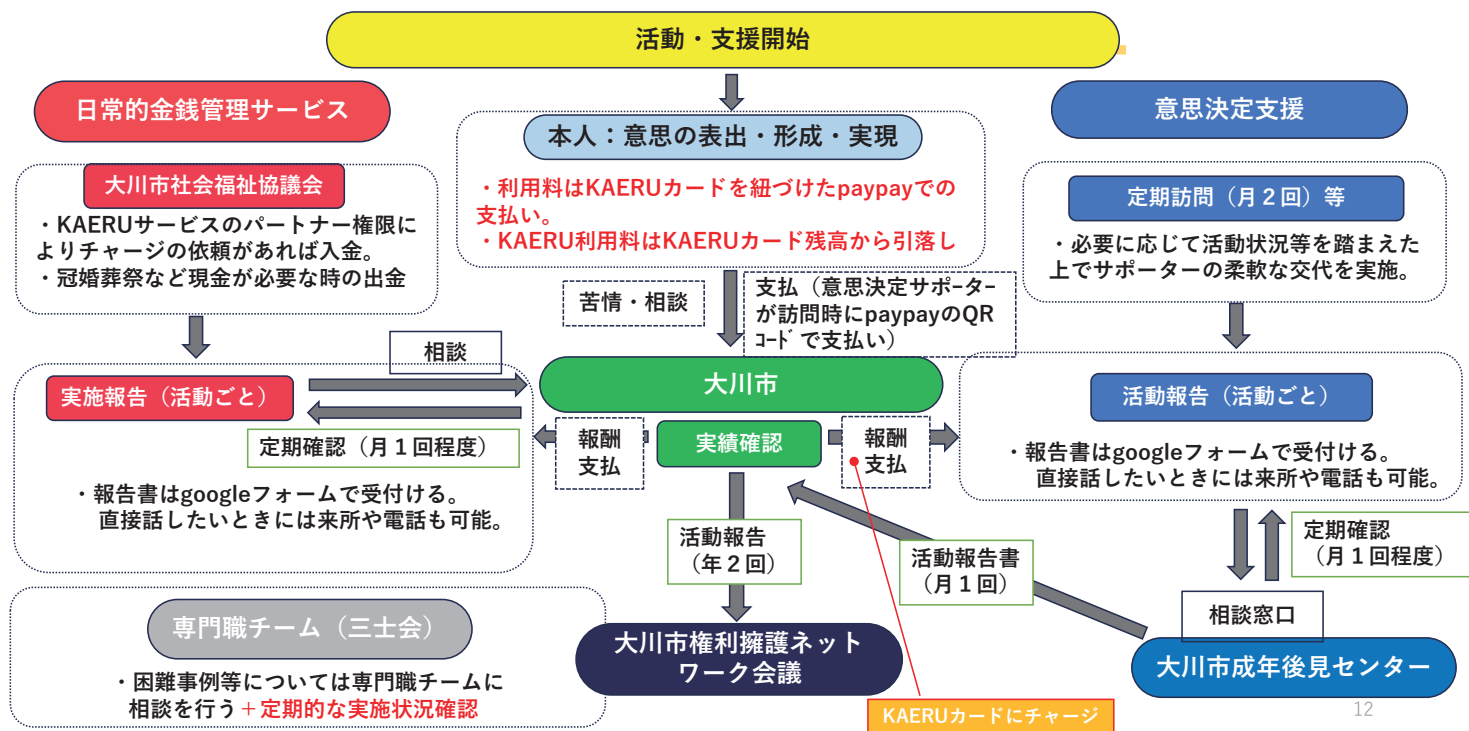
主体	日常的金銭管理サービス事業者	意思決定サポーター	管理監督団体	
担い手	大川市社会福祉協議会及び 大川市と協定を締結した金融機関	大川市の意思決定サポーター養成研修 修了者で市に登録した者	大川市成年後見 センター	大川市、大川市 権利擁護ネット ワーク会議
本人との 関係性	大川市が定める契約書	要綱に基づく派遣	要綱	要綱
役割等	<b>大川市社会福祉協議会</b> ・利用相談受付、アセスメント ・預金通帳、印鑑、エンディング ノート等の預かり ・チャージ設定 <b>金融機関</b> ・入院や入所時の費用支払い	・定期的な訪問（月2回、1回1時間 まで、平日昼間） ・行政手続きへの同行などを含む本人 の意思決定支援 ・KAERUカードやPayPayアプリの使 い方相談支援 <b>※直接的な金銭管理や代理行為はしな い</b>	・意思決定サ ポーター登録・ 管理・マッチン グ	<b>大川市</b> 利用者証発行、 相談・苦情の対 応 <b>専門職チーム</b> 困難ケースに対 する助言、 <b>定期 的な状況確認</b>
費用等	貸金庫利用料15,840円/年 事務手数料2000円/月（日常生活自立 支援事業の利用料1000円/回×2回） 本人負担：貸金庫利用料250円+200 円、差額は公費負担。生保の場合も 同額負担。別途KAERU利用料396円。	2000円/月（＝日常生活自立支援事業 の利用料1000円/回×2回）、定期的な 訪問以外の訪問対応1000円/回 本人負担：500円/回（原則月2回。そ れ以外の対応も500円/回、差額は公費 負担）生保の場合は500円/回、250円/ 回	市から委託料支 払い	専門職チームへ の報酬支払い
提出物等	市へ実施報告：支援実施の都度 googleフォーム活用 市より月1回程度定期確認	後見センターへ実施報告：支援実施の 都度 googleフォーム活用 後見センターより月1回程度定期確認	市へ報告書 月1回	10

本人負担の目安  
【一般】  
1846円/月  
【生保】  
1346円/月

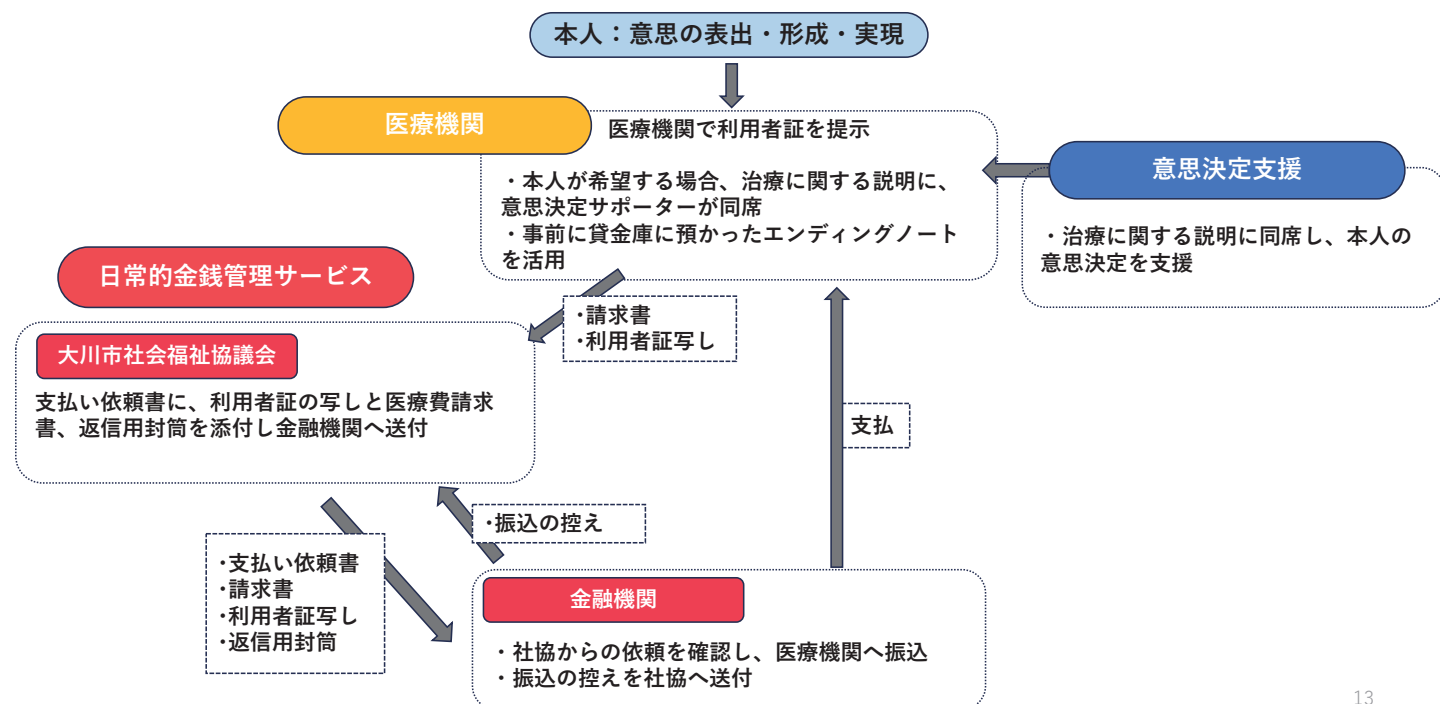
## 大川市おひとりさま支援事業の利用フロー 1/2



## 大川市おひとりさま支援事業の利用フロー 2/2



## 大川市おひとりさま支援事業 入院時のフロー



# 想定モデルケース

## グループホームで暮らす知的障がいのある方

- ・ 35歳 女性 知的障がい (療育手帳A3)
- ・ 宿泊型自立訓練を経て、グループホームに入所
- ・ 週5日、就労継続支援B型事業所に勤務。自転車通勤
- ・ 収入：年金約65,000円/月とB型工賃20,000円弱/月。  
施設で金銭管理を始めてから預金は250万円以上あり
- ・ 将来は、もう一度木工所（一般就労）で働きたい。お金をもう少し自由に使いたいとの希望あり。
- ・ 後見制度の本人申立て相談で成年後見センターが関与  
※申立て理由・財産管理に支援が必要、家族による支援が難しい。  
※本人は、財産管理を頼むことで、自由に使えるお金が増えることを期待

14

# 想定モデルケース

現在の暮らし	モデル事業を取り入れた暮らし
<p><b>【お金の管理】</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 年金振り込み通帳はGHの金庫で預かり。</li><li>・ 工賃は、就労支援事業所で預かり、毎週3,000円を手渡ししている。通院費は別途渡している。</li></ul> <p><b>【Aさんのお金の使い方】</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ お小遣いの範囲で自由に買い物をしている。</li><li>・ 現金+手帳提示で「割引き」も活用している。</li><li>・ 財布には大手流通系にカード等、複数カード類あり。 ※勧められると断れないのかも</li></ul> <p><b>【行政手続き】</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 書類へのサインは自分で行い、手続きは母や相談支援員が行っている。</li></ul> <p><b>【Aさんの日用品の用意】</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 自分で好きなものを購入している。</li></ul> <p><b>【Aさんの休日の過ごし方】</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 午前中は自分の昼食（カップ麺など）を持参し自立支援センター2Fへ遊びに行っている。</li><li>・ 13時～14時頃GHへ帰宅するが、その間に自転車でショッピングセンター等で買い物。</li></ul>	<p><b>【お金の管理】</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 年金振り込み通帳は「金銭管理サービス事業者」に預かり。</li><li>・ 工賃はKAERUカードに入金するが、少額の現金（小銭）は就労支援事業所に預ける。</li></ul> <p><b>【Aさんのお金の使い方】</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 初めはサポーターにKAERUカードの使い方を支援してもらい、その後は相談しながら、以前よりも自由に使えるお金が増える。</li><li>・ 毎日利用する自販機のお金は就労支援事業所からもらう。</li></ul> <p><b>【行政手続き】</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ サポーターが同行し、本人が手続き</li></ul> <p><b>【Aさんの日用品の用意】</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 必要なものや気に入ったものをサポーターと相談して購入する。</li></ul> <p><b>【Aさんの休日の過ごし方】</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 休日の過ごし方についてサポーターに相談できる。</li></ul> <p>※意思決定サポーターのかかわり方次第で、できることが変わってくるだろう。 ※後見制度への移行の必要性も検討しておきたい。</p>

15

## 想定モデルケース

イメージ図に目を通してみての感想

### 【意思決定サポーターの役割について】

- ・ご本人は日頃から気を遣う方なので、サポーターさんの意見を断れないかもしれない。
- ・今もすでに多くの支援者がおり、相談先が多過ぎて却って本人は迷ってしまうのではないか。
- ・サポーターさんの役割は、訪問系のサービスと被るのではないか。
- ・家族支援が受けられないため、「入院手続き・行政手続きは誰がおこなうのか」は明確にしておきたい。
- ・『（日用品の購入や休日の過ごし方など）**これまで通り自分で自由に決められる**が、迷った時に相談できる人が増える。』ことを、利用前に本人へしっかり伝えてほしい。

支援者の声を受けての気づき

### 成年後見センターとして

- ・モデル事業対象候補者、その支援者への丁寧な事前説明

- ・『意思決定サポーター』の役割を養成講座の段階から明確にしておく

以上、双方への働きかけの重要性をあらためて認識できた。

16

## 第2部

### 実践報告

## 「意思決定支援」への実践的取組み： 豊田市における意思決定支援フォロー ワーの活動について

安藤 亨 Ando Toru

豊田市福祉総合相談課権利擁護支援担当長



## 第2回意思決定支援実践シンポジウム 「意思決定フォロワーの活動について」

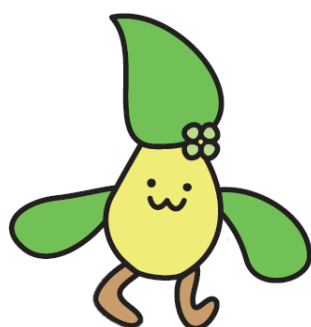
令和6年2月23日  
豊田市 福祉部 福祉総合相談課  
権利擁護支援担当長 安藤 亨



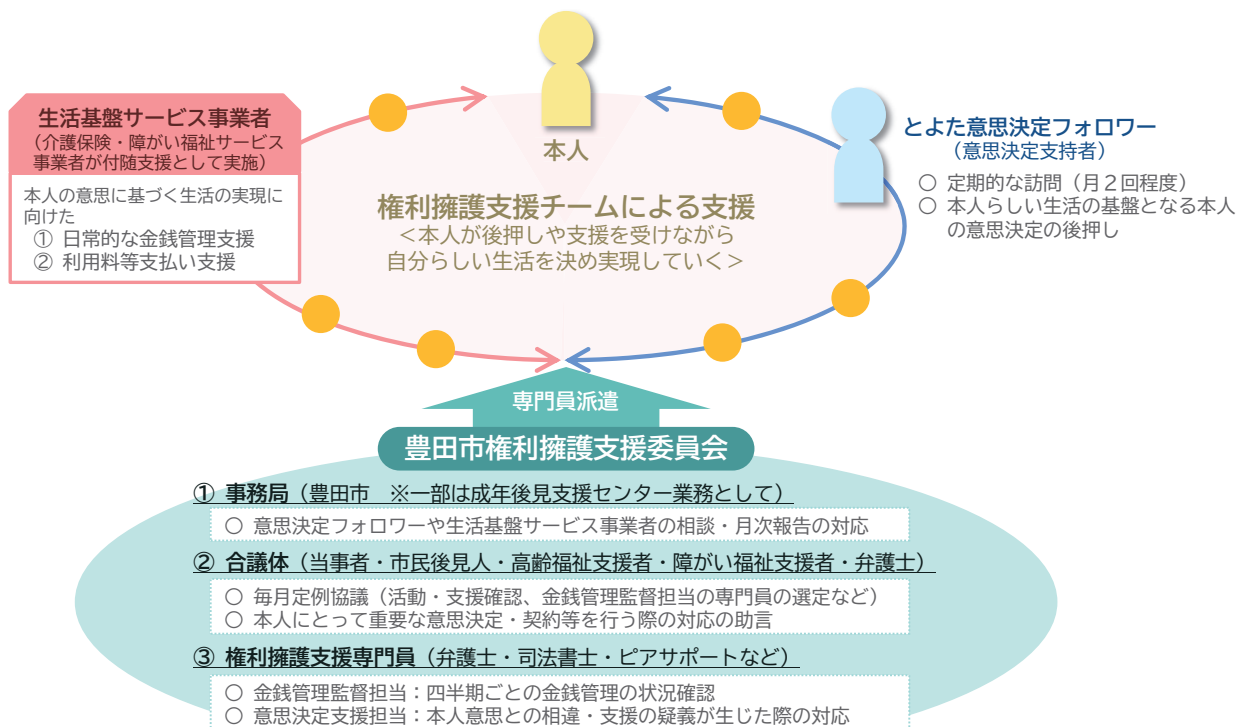
みんなありがとう  
第5回地域共生社会推進  
全国サミット inとよた  
(2023.10.12~13)

～ つながる つくる 暮らし楽しむまち・とよた ～

## 意思決定フォロワーの活動について



- 豊田市では、増大・多様化する権利擁護支援ニーズに対し、これまで家族や成年後見制度等に求められてきた「①金銭管理・②意思決定支援・③活動支援と適切な支援の確認・監督」を活動・支援の性質ごとに分解した上で、多様な主体がそれぞれの特性を活かして各活動・支援を分担し連携する仕組み(=豊田市地域生活意思決定支援事業)を試行。



豊田市：①事業の実施（フォロワーの委嘱・事業者の指定・委員会の設置・仕組み運用など）、②市長申立ての実施など権利侵害からの回復支援

15

## 意思決定フォロワー（意思決定支持者）の役割等について

### 「豊田市地域生活意思決定支援事業」の試行実施時における3つの共通理念

- 【十人十色】本人にとっての彩（いろいろ）ある暮らしを一緒に描きます。
- 【尊厳】周りの価値観ではなく、本人の価値観を基準に考えます。
- 【共働】お互いの立場を尊重しながら、それぞれの役割を全うします。

### 試行実施時における「とよた意思決定フォロワー」の役割等

#### (役割・機能)

- 1 定期的に訪問するとともに、本人が生活で望むことの後押しをする役割です（本人とは、サービスを提供する・サービスを受けるといった関係性ではありません）。

#### (金銭管理)

- 2 お金の使い道について一緒に考えたり悩んだり、付き添ったりします（お金は預かりません。）。

#### (意思決定支援)

- 3 本人のしたいことや希望を大切に、本人のマイクやスピーカーのような関わりをします。

#### (記録・報告)

- 4 1人で悩まず、権利擁護支援委員会に報告や相談をします。

#### (危機等の対応)

- 5 本人の生命・身体・財産等に関する重大な問題が生じうる場合には、速やかに委員会等に対応を求めます。

## 主体の想定：豊田市が委嘱した市民

※ 当面は、とよた市民後見人養成講座修了生を想定（今後は、寄付等を活用したフォロワーの養成講座も予定）

16



(本人)

- 70代の女性。
- 要介護5で、特別養護老人ホームに入所中。
- 認知機能の低下は若干みられる。

(意思決定フォロワー)

- 60代の女性。
- とよた市民福祉大学の受講後、とよた市民後見人養成講座を経て、市民後見人として活動。
- 2022年12月からは、意思決定フォロワーとしても活動。

意思決定フォロワーの活動

月2回、特別養護老人ホームにいる本人のところに訪問して、1時間程度お話ししている。

① 市民目線の関わりによる地域生活上の意思決定の充実	② 関係性の濫用（への発展の可能性）に対するけん制効果
<p>◎ <b>好物を食べたいという想いの尊重と実現</b></p> <p>2022.12月 訪問時</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ お団子が好きで、食べたいとの会話をした。</li> <li>・ その後、フォロワーが後押し。</li> </ul> <p>本人 → 施設「お団子が食べたい。」 施設 → 本人「お正月に食べますか？」との提案があった。</p> <p>2023.1月 訪問時</p> <p>本人 → フォロワー 「管理されていて自由になるお金はない（あきらめ）。」 本人 → 施設「お団子を買ってほしい。」（OKが出た）</p> <p>2023.2月 訪問時</p> <p>本人 → フォロワー「お団子は食べられていない。」 (その後、食べることができた)</p>	<p>2022.12月 活動報告（抜粋）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自由になるお金はない。</li> </ul> <p>2023.3月 活動報告（抜粋）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ お金の事をスタッフに聞いても、「ない」と言われる。年金があるはずなのに、どうなっているのか。</li> </ul> <p>2023.5月 活動報告（抜粋）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ お気に入りだったピンクのひざ掛け。「ひざ掛けをしている写真がある。見せたい。」と見せてくれた。</li> <li>・ どこにいったのかスタッフと話したいのかを本人ともう一度話してみる（今までは本人はあきらめている）。</li> </ul> <p>2023.6月 活動報告（抜粋）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 何度もトイレに連れていかれる（「イヤ」と言えない。言っではいけないと思っているよう）。</li> </ul> <p style="text-align: right;">17</p>

① 市民目線の関わりによる地域生活上の意思決定の充実	② 関係性の濫用（への発展の可能性）に対するけん制効果
<p>◎ <b>他者への思いやりという本人の強みへの気づき</b></p> <p>2023.7月 訪問時</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ エレベーターに乗った時、清掃の人に「ありがとうね。せっかく拭いたのに、悪いね。」と声掛けしていた。</li> <li>・ 取材に来た人の椅子がないことを気にかけてくれていた。 ⇒ 周りをよく見て、お礼や労いの言葉がすぐに出る。</li> </ul> <p>2023.8月 訪問時</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ラジオ体操の時、部屋から出て、他の入所の方とあいさつをした。帰りは4階事務所まで見送りしてくれた。</li> </ul> <p>2023.9月 訪問時</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ お出かけ前に「テレビは後で見るからいいよ」と本人の方が気を遣って私たちに合わせてくれていたようだった。</li> </ul> <p>◎ <b>希望を少しずつ自ら伝えられ、生活の幅が広がるように</b></p> <p>2023.6月 訪問時</p> <p>フォロワー → 本人「（お祭りまで4か月あるので、）どうしたら見られるか一緒に考えようね」 本人 → フォロワー「無理」</p> <p>2023.8月 訪問時</p> <p>本人 → フォロワー「頼みたいことがある。息子に会いたい」 フォロワー → 本人「事務所に人に聞かないとわからない」 本人 → フォロワー「今から一緒に事務所に行きたい」 本人 → 施設「息子に会いたい」と訴えた。</p> <p>2023.9月 訪問時</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 施設からの提案により、本人とフォロワーとで買い物に外出することに（施設職員も同行）。</li> <li>・ 黒いもの、かわいいものが好き。（所持金を事前に説明してもらったため、）所持金がわかっていて、値段を確かめてから決める。</li> <li>・ 何年振りかの外出であり、帰ってきたら、「楽しかった。ありがとう」と何度も言われた。</li> <li>・ 翌月のお祭りのことを聞いてみたら、「施設から見に行きたかったが、行けない」と言われた。そこで、外出の許可が出たら、一緒に行くか聞いたら「行く」と言われた。 ⇒ 実際、10月にお祭りに見に行くことができた。</li> </ul>	<p>2023.7月 活動報告（抜粋）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 冬の間も半袖の下着だったのに、今長袖の下着を着ている。なぜ？</li> <li>・ 服は出されたものを着ている。</li> <li>・ 自分から着たい服とかを言わない（希望を言わない）。 ⇒ (本人は) 言われるままにした方がスムーズに（問題なく）過ごせる。</li> <li>・ スタッフの声のトーン、声のかけ方がいつもと違う。</li> </ul> <p>2023.8月 活動報告（抜粋）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 部屋のエアコン設定温度が低い。そのため、冬っぽいズボンと毎回ひざ掛けを使用。</li> <li>・ 息子に会いたいという訴えに対して、施設からの「息子さんを探している」という話は信じていない感じ。</li> </ul> <p>2023.9月 活動報告（抜粋）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 生活基盤サービス事業者が金銭管理の状況を本人に説明しているのを一緒に聞いた。</li> <li>・ 本人にも初めて話したとのこと。</li> </ul>





(本人)

- 50代の女性。
- 知的障がい、療育手帳を所持。
- 市内のアパートで1人暮らし、日中は市内の民間企業で清掃業務などに従事。

(意思決定フォロワー)

- 70代の女性。
- とよた市民福祉大学の受講後、とよた市民後見人養成講座を経て、意思決定フォロワーとして活動。

意思決定フォロワーの活動

月2回の活動のうち、1回は自宅に訪問して、1時間程度お話しし、もう1回は施設のイベントと一緒に参加。

① 市民目線の関わりによる地域生活上の意思決定の充実	② 関係性の濫用（への発展の可能性）に対するけん制効果
<p><b>◎ 治療の選択に関する意思決定への寄り添い</b></p> <p>本人の従前からの気持ち 「痛い痛いって言っても尋ねても、なかなか病院に(連れて)行ってもらえなくて。」「薬を飲んでも効かないって何回言ってもKさん(事業者)が聞いてくれない。」「私の痛いのを誰もわかってくれない。」(手術を悩んでいた)</p> <p>2023.2月 訪問時 本人 → フォロワー 「手術した方が良いですか？」 フォロワー → 本人 「(手術をした方が良いかの答えは)フォロワーとしては言えない。」「Bさんの気持ちで医師に伝えてくださいね。」</p> <p>2023.2月末 本人 → 医師 「頭が痛いから手術してください。」(その後、入院・手術に)</p> <p>2023.3月 訪問時 本人 → フォロワー 「まだ少し痛みは残っている。しかし薬で痛みが治まるので、これについては良かった。」</p>	<p>2023.4月 訪問時 本人 → フォロワー 「(Kさん(事業者)の話し言葉が)速くて聞き取れないのでゆっくり話してほしい。」「フォロワーから伝えてほしい。」「もっとゆっくりと私たちの頭でついていけるように話してほしい。」 フォロワー → 本人 「Kさん(事業者)にお願いするしかないですね。」</p> <p>2023.5月 訪問時(1回目) 本人(フォロワー同席)、Kさん(事業者)、施設長と話し合い</p> <p>2023.5月 訪問時(2回目) 施設長からKさん(事業者)に話すことを進められた。フォロワーがそれを後押しし、本人→Kさん(事業者)に伝えた。 本人 「Kさん(事業者)もゆっくりと話してくれるようになった。」「自分も『もう一度、言ってほしい。』と言えるようになった。」「施設の人に想いを話すと、嫌われると思って心配していた。」 19</p>

① 市民目線の関わりによる地域生活上の意思決定の充実	② 関係性の濫用（への発展の可能性）に対するけん制効果
<p><b>◎ 希望を少しずつ自ら伝えられ、生活の幅が広がるように</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ グループホームから一人暮らしへの移行で、料理や掃除を本人自身でできるように、ヘルパーの利用を開始。</li> </ul> <p>2023.5月 訪問時 本人 → フォロワー 「味噌汁はなんでインスタントじゃダメなの？」 フォロワー → 本人 「インスタントがダメなわけではなく、自分で料理することは、材料を考え、買い物に行き、覚えた作り方で作ることで、生活するために必要なことだと思う」</p> <p>2023.6月 ・ 本人と支援者で話し合いをして、ヘルパーに味噌汁の作り方を教えてもらうことに。</p> <p>2023.6月 訪問時 本人 → フォロワー 「ヘルパーさんと一緒に作った味噌汁がおいしかったので、これからも自分で味噌汁を作って食べたい」</p> <p><b>◎ 本人の変化を見た地域側の変化</b></p> <p>2023.1月 訪問時 本人 → フォロワー 「買い物先のレジ係の人が、支払時にお金を財布から出すことに戸惑っていると、嫌な顔をされる。何とかならないか」</p> <p>2023.1月 フォロワー → 本人 (様子をみるために買い物に同行)</p> <p>2023.5月 活動面談時 フォロワー → 権利擁護支援委員会 「買い物先のレジ係の人とも笑顔で対応できるようになった。支払時のお金のやり取りも対応してくれている。レジ係の人から手招きで呼んでくれたと本人も喜んでいました」</p> <p>2023.6月 訪問時 本人 → フォロワー 「料理の本を購入し、材料を店に買いに行く。わからない時は、店員さんに聞きながら買い物するので楽しい」</p>	<p>2023.8月 活動報告(抜粋)</p> <p>本人 → フォロワー 「仕事が思うようにできない」 フォロワー → 本人 「時間がかかって思うようにできない作業は？」 本人 → フォロワー 「作業ではなく、階段の上り下りに時間がかかる」 フォロワー → 本人 「会社のエレベーターを使うことができないか？」 本人 → フォロワー 「会社でも特定の人だけが使用しているの、人の目があり、何を言われるかわからないので、使用できない」 フォロワー → 本人 「階段の上り下りに時間がかかり仕事が思うようにできないのであれば、エレベーターの使用を上司に相談してはどうか」</p> <p>2023.9月 活動報告(抜粋)</p> <p>本人 → フォロワー 「イライラしてキレてしまうので、病気でないか」 フォロワー → 本人 (傾聴) 本人 → フォロワー 「家ではイライラやキレることはないが、仕事に行くとイライラしてキレてしまうことが何回もある」「仕事中に泣いてしまい、仕事ができなくなった」 フォロワー (何となく病気ではないのでは…) フォロワー → 本人 「仕事で何かあったのか？」 本人 → フォロワー 「今まで4人で作業していたところ、1人欠員となったため、1人あたりの作業量が増え、階段の昇降が増えた」 フォロワー → 本人 「エレベーターのことは上司に相談したか？」 本人 → フォロワー 「自分自身で上司に相談していいのかわからなかった、相談していない」「仕事ができないと、会社からなぜできないのかと言われてしまう(以前、同様なことを言われた)」 本人 → フォロワー 「福祉の支援者に相談するので、同席してほしい」 支援者 → 相談員 「会社の上司に本人自身で相談してほしい」 フォロワー (本人の様子だと1人で相談は難しそう。でも、会社までは同行できない) フォロワー → 権利擁護支援委員会 (相談) 権利擁護支援委員会 → 施設長 ⇒ 施設長が間に入り、本人と会社の上司、支援者での話し合いをすることに。 20</p>

※参考 令和6年2月末時点の新規モデルケースの進捗状況

	ケース③：身寄りなし高齢者の入所調整ケース	ケース④：「障がいから介護保険サービス移行問題」への対応+保佐人の役割検討ケース
本人の概要・支援体制	<p>80代女性・入所生活保護受給要介護4</p> <p>フォロー（講座修了生）</p> <p>特別養護老人ホーム（日常的な金銭管理支援）</p> <p>社協（通帳・印鑑保管）</p> <p>生活保護</p> <p>医師</p>	<p>60代男性・在宅知的障がい（療育B）障がい支援区分5・要介護2</p> <p>フォロー（今後調整）</p> <p>障がいサービス事業所（日常的な金銭管理支援）</p> <p>ケアマネ</p> <p>保佐人（通帳・印鑑保管）</p> <p>デイサービス</p>
事業利用までの流れ	<ul style="list-style-type: none"> <li>夫との2人暮らしであったが、夫が自宅で急死。本人も弱った状況であったため、ショートステイで安定を図ることに。</li> <li>一時的な心身の状態の低下により、判断能力が不安定であったが、本人と事業者、生活保護ケースワーカー及び福祉総合相談課が立ち合い、丁寧な説明を実施したことで本人の理解が得られ、介護保険サービス契約を開始。</li> <li>また、課題となる①金銭管理、②通院支援、③死後の対応について、関係者でケース検討。</li> <li>本人が意思決定できるために相談できる相手もないことと①金銭管理の課題から、本事業の利用調整を行うことに。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>65歳を迎えたため、制度上は原則介護保険サービスに移行していく必要があるが、本人は生活を変えたくないとの希望があり、支給決定所管課と介護保険所管課と事業所とで行った調整がきっかけとなったケース。</li> <li>本人が通っている生活介護事業者は、元々本人の日常的な金銭管理を実施（保佐人が大元を管理）していた。仮に基本的なサービスが介護保険に移行したとしても、本人が慣れている生活介護事業者が生活基盤サービス事業者として、生活全般に必要な金銭管理の支援という形で関わり続けられるため、現在の形から本事業の利用へ移行することを検討中。</li> </ul>
事業利用の効果	<ul style="list-style-type: none"> <li>これまでであれば、単純に高齢者身元保証等サポートを行う団体を利用していたかもしれないが、本人の意思決定を含めて支えられる支援体制に。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>身体的な介護や介助を行う事業は、介護保険制度に移行したとしても、本人が慣れ親しんだ障がい福祉サービス事業所が本人に別の形で関わり続けられる。</li> <li>法的課題解決のためから成年後見制度（保佐）を利用しており、課題解決後の成年後見制度の役割の検証。</li> </ul>
現在の進捗状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>社会福祉協議会で通帳と印鑑を保管し、日常の金銭管理を生活基盤サービス事業者が行うことで利用を開始。</li> <li><u>意思決定フォロー導入講座修了生とのマッチングが成立したため、1月からフォロー活動を開始。</u></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>保佐人に事業の趣旨・内容を説明。</li> <li><u>現在は、保佐人が契約内容を確認中。</u></li> </ul>

21

※参考 令和6年2月末時点の新規モデルケースの進捗状況

	ケース⑤：本人の希望に基づく生活の充実検討+成年後見人の役割検討ケース	ケース⑥：将来身寄りを頼ることができなくなる「親亡き後」への準備検討ケース
本人の概要・支援体制	<p>70代女性・在宅統合失調症要介護3</p> <p>フォロー（講座修了生）</p> <p>小規模多機能型居宅介護（日常的な金銭管理支援）</p> <p>ケアマネ</p> <p>後見人（通帳・印鑑保管）</p> <p>訪問診療</p>	<p>30代男性・グループホーム知的障がい（療育A）障がい支援区分6</p> <p>フォロー（調整中）</p> <p>グループホーム（日常的な金銭管理支援）</p> <p>親</p> <p>生活介護</p> <p>相談支援専門員</p>
事業利用までの流れ	<ul style="list-style-type: none"> <li>現在は、金銭管理を成年後見人、生活全般の支援を小規模多機能型居宅介護を利用して、在宅で生活している。</li> <li>お金の使い道にこだわりがあり、栄養バランスの高い配食サービスや夏季や冬季に冷暖房設備がある施設へのショートステイを勧めるが、「お金がかかるからいらない」と言って拒否。</li> <li>また、新しいものは受け入れられない性格で、自宅に布団は無く、お気に入りの介護用品以外は使わない。</li> <li>本人が希望する在宅での生活を長く続けるために、意思決定を相談できる相手がいないことから、本事業の利用調整を実施。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>現在は、グループホームに入居し、日中は同社会福祉法人が経営する生活介護を利用して過ごしている。</li> <li>ジュースやお菓子を買うためのお小遣いは、社会福祉法人に預けている。</li> <li>一方で、歯ブラシ・歯磨き粉、髭剃り、下着、靴下、洋服などの生活用品は、不足が生じた場合、グループホームから親に連絡が入り、親が購入したりして届けている。</li> <li>現在は、こうした生活用品を購入し、届けることは問題ないが、体力等が低下した時は難しくなることから、親からの相談をきっかけ。</li> </ul>
事業利用の効果	<ul style="list-style-type: none"> <li>お金の使い方にこだわりのある本人に、丁寧に寄り添うことで、本当の意思を確認し、生活を充実させることが可能。</li> <li>成年後見制度の役割の検証。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>親が元気なうちから、意思決定フォローが関わることで、これまで親が確認してきた本人の希望や価値、選好などを引き継ぐことが可能。</li> <li>日常的な金銭管理に加えて、生活用品をやりくりすることを仕組み化できれば、高齢者等の緊急入院時の支援にも波及できる。</li> </ul>
現在の進捗状況	<ul style="list-style-type: none"> <li><u>意思決定フォロー導入講座修了生とのマッチングが成立したため、1月からフォロー活動を開始。</u></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>意思決定フォロー導入講座修了生との<u>マッチングが不成立になった。その後、別の方とマッチング成立。</u></li> </ul>

22

- 市民後見人の育成など市民による権利擁護支援活動を進めることには、大きく2つの意義がある。
- 1つ目は「市民の尊厳のある生活の確保」の意義。権利擁護支援活動に関わる市民は、判断能力が不十分で孤独・孤立の状態にある本人に対し、同じ地域に暮らす生活者の立場であるからこそ、本人と同じ目線で考え、話し、支えることができる。その結果、本人は地域と接点を持って、そして自分らしい生活につながるができる。
- 2つ目には「社会参加の促進」の意義もある。権利擁護支援活動に関わってもらう市民は、もうひとりの「本人（主役）」である。権利擁護支援活動で活躍する市民自身が、その活動を通じて地域・社会の様々な関わりに参加し、やりがいや生きがいなどを感じられるようになることも、この取組の重要性だと言える。



**市民の尊厳のある生活の確保**  
(いわゆる支え手の視点)

**権利擁護支援活動で活躍する  
市民自身の社会参加の促進**  
(社会参加の視点)



**地域共生社会の実現** に向け、判断能力が不十分な状態や社会的障壁により権利擁護支援が必要になっても、頼れる身寄りがない孤独・孤立の状態になっても、**市民の尊厳のある生活の確保** ができるよう、必要とされる支援と **社会参加の促進・地域づくり** を一体的に捉えながら進める **市民・地域・支援者・社協・行政の共働**による**地域福祉の取組**

## 第2部

### パネルディスカッション

# 本人が自分らしく生きていくために 必要な意思決定支援の仕組みと 実践とは？

コーディネーター

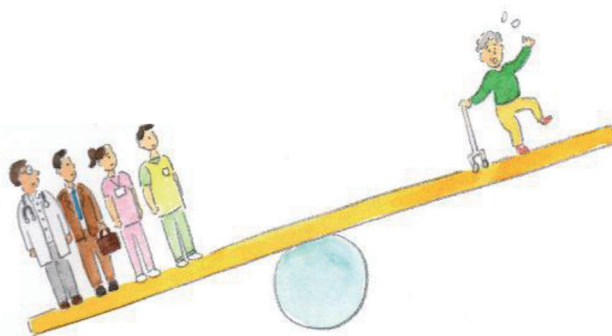
## 名川 勝 Masaru Nagawa

一般社団法人日本意思決定支援ネットワーク（SDM-Japan）代表理事  
筑波大学人間系講師

意思決定フォロワー（サポーター）は、  
「本人の側」から本人の意思決定を下支えする人たちです。

何らかの権限を有する又は義務を負う  
「支援者」の価値観

- ・最善の利益の追求  
（よかれと思って・・・）
- ・保護重視
- ・安全重視



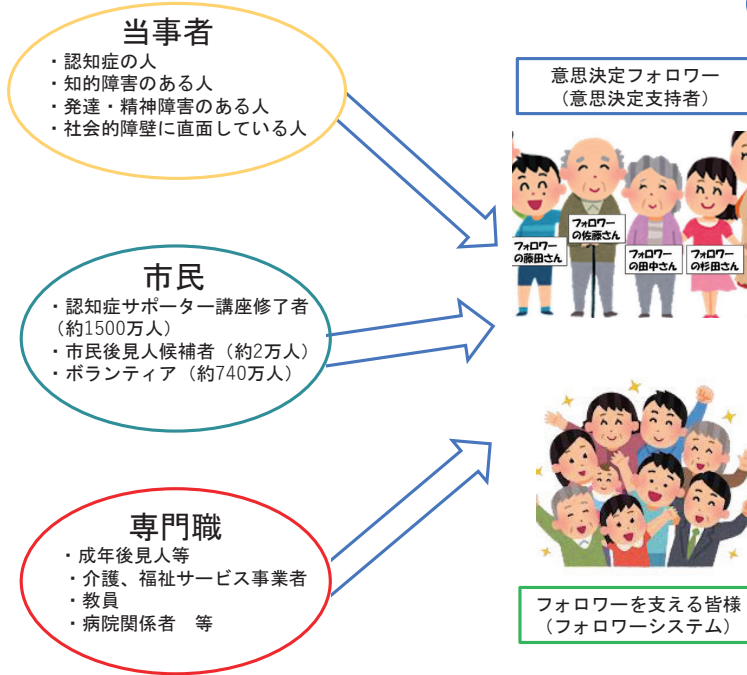
本人の意思決定を応援する  
「支持者」& アドボケートの価値観

- ・心からの希望の探求  
（あなたの本当の思いは？）
- ・チョイス&コントロールの保障のため  
のマイク&スピーカー
- ・リスクを負うことの尊厳

厚労省「後見人等への意思決定支援研修」テキスト  
P16,19のイラストを解説用に一部改変

# “みんなだれもがだれかのフォロワー” 社会的障壁のある本人の視点に立てる人を増やそう

市民後見講座や認知症サポーター研修、意思決定支援等の講演・研修に参加したことがあっても・・・障害当事者の人との直接関与ができる機会が少ない。＝「意思決定支援」における立ち位置の重要性を実感し難い。



フォロワーの仕組みを取り入れると...

- ◆本人の思いを支える「支持者」としての経験が得られる。
- ◆最善の利益に寄りかちな「支援者」の立場を離れてみることで、本人の直面する社会的障壁に敏感になれる「フォロワー視点」や本人と一緒に考える「フォロワースキル」を得ることができる。
- ◆フォロワーの経験者が「支援者」の立場に戻ってから、フォロワー視点・スキルを活かした活動が期待される。
- ◆フォロワー経験者が地域社会の中で増えていくことによって、障害者権利条約が目指す「インクルージョン/チョイス&コントロール」の保障を果たすことができる。

【アドボケイト (権利擁護支援専門員・意思決定支援担当)】  
フォロワーの立ち位置・姿勢を維持するために、アドボケイトのマイノリティを持ち続けられるようなサポートを行う。特に重要な場面では、独立した立場で本人の意思や選好・価値観を調査する。

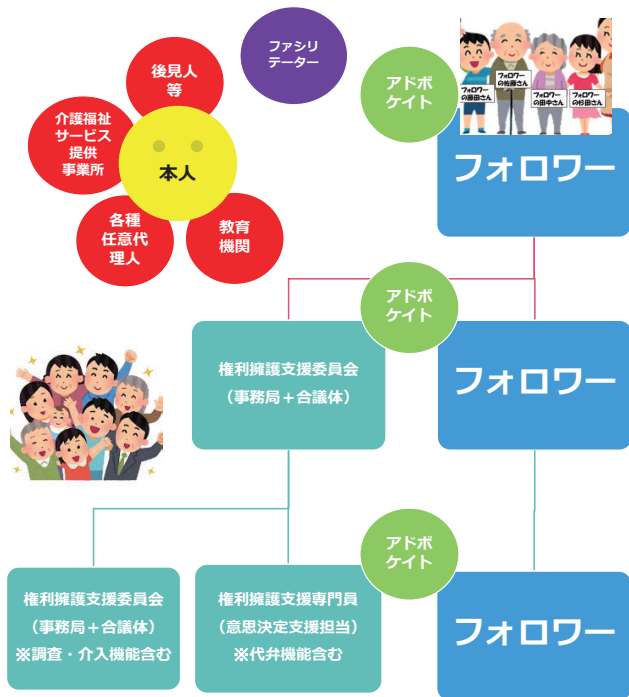
【ファシリテーター (相談支援専門員・中核機関職員等)】  
フォロワーが孤立しないよう、意思決定支援ガイドライン等に基づき、地域の様々な人が参画し、協力できるチームづくりと調整役を担う。

【公的アドボカシー団体 (権利擁護支援委員会)】  
対立時や権利侵害等の場面で適切な対応ができる法的権限のある組織

【意思決定支援アドバイザー (SDM-Japan等)】  
地域の実情に合わせた持続可能な取組方法の提示、意思決定支援の基本的姿勢、各主体の養成・仕組みづくりへの助言、ツール開発等

## 小さく産んで大きく育てる「フォロワーシステム」の段階的发展イメージ

自治体の規模、地域連携ネットワークの構築状況、権利擁護支援への取組状況によって、幾つかのパターンが考えられる。



**Aプラン 「意思決定支援モデル」**

- ・認知症サポーター講座修了後の実地活動
- ・市民後見人養成講座修了後の実地活動 (活躍支援)
- ・傾聴ボランティア講座修了後の実地活動

※上記講座を運営する団体からの依頼を受けて、アドボケイトがフォロワー活動を支援する。主として意思決定支援の充実機能を期待。特定の赤の事業者は想定しない。

**Bプラン 「権利擁護支援モデル (標準型)」**

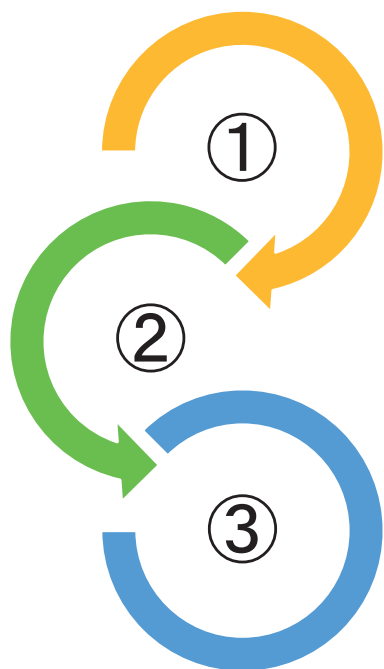
※本人の意思決定に対する一定の影響力のある主体を「赤の事業者」と想定し、アドボケイトが事務局とともにフォロワー活動を支援する。合議体が調整役として関与することで、意思決定支援の充実機能+関係性の濫用に対するけん制機能を期待 (主として通常時パターンへの支援に対応)。

**Cプラン 「権利擁護支援モデル (充実型)」**

※金銭管理の代理人や身元保証団体その他本人の意思決定に対する影響力が大きい主体を「赤の事業者」と想定し、アドボケイトが事務局とともにフォロワー活動を支援する。意思決定支援の充実機能+関係性の濫用に対するけん制機能を充実させ、課題発生時パターンにも対応できるように、法的権限のある合議体による調査・介入機能、専門員による代弁機能を付加する。



意思決定フォロワーは、権限がない「弱い」立場だからこそ、  
本人の立ち位置に100%立った活動と効果が期待できます。



□ 意思決定支援の充実に向けた「けん引役」

- ① 本人の希望、選好や価値観に重きを置いた対話を継続することによって、本人の自己効力感が高まる。
- ② 本人がこれまで内面に秘めていた思いを、本人とともに周囲に伝えていくことで、周囲の支援者の態度が変わる。
- ③ 本人や周囲の変化を目の当たりにすることで、青のフォロワー自信のアドボケイト・マインドが育っていく。

□ 関係性の濫用に対する「けん制役」

- ✓ 定期的に本人を訪問することによって、赤の事業者が本人に対して不当な影響を及ぼすリスクが小さくなる。
- ✓ 青のサポーターが感じた違和感や疑問を緑の委員会が把握することによって、赤の事業者による本人及び本人以外の利用者も含めた対応改善に繋がる。

閉会のあいさつ

吉倉 和宏 Yoshikura Kazuhiro

日本財団常務理事